

共、何様にも承伏不致節は、箱館中は差許し可申哉。
 右之通亞美利加人再渡致し應接之節掛合可申奉存候。乍併異人之義
 故、何様申論候ても承伏不仕。再應相願罷在、際限も無之候は、
 作略之取計及び候義も可有御座一候。尤前ケ條之外にも、異人共相好候
 品、私共限り談判之上、子細無之分は、見計相渡可申奉存候。
 依之別紙品立書付相添、御内慮之程奉伺候。已上。

寅四月

彼進み我
讀る

之を見れば其伺の件々が、實に譯もたあひもなき事多きを見る可く、然も「異
 人之義故、何様申論候ても、承伏不仕」とか、「達て相願承伏不致候
 場合」とか、殆んど米人は押が強くして、一度云ひ出したることは、遮二無二
 押し通すと云ふのみならず。斯くあるものと、此方に於て、先づ自ら諦める
 もの、如くである。此の如く大となく小となく、彼は押し進み、我は一步づ、
 相譲ると云ふが、當時に於ける談判の實情であつた。

阿部指令

伊勢守(阿部)殿御直御渡

覺

初ケ條 異人上陸之節、組支配之もの附添之儀、素より彼え附添候而已に
 も無之、御國內之下民不法等無之様御國地之御取締に差出候儀之旨、能々
 相分り候様申論、警固之もの差出、猥之義無之様、可被取計一候事。
 二ケ條 異人銃炮を持、上陸之儀、伺之通、可被取計一候事。
 三ケ條 大島一見之義は、嚴敷相斷候様可被致候。たとへ一見に候
 とも、兩濠之外え相越候儀御聞届相成候ては、終には外港へも相越
 候様成行可申。此度限と申渡候ても、後弊之端を開候義に付、決して
 難ニ相成一旨、何様にも申論相斷候様可被致候事。
 四ケ條 此後差出候食料之内、牛は相斷候義、伺之通可被二心得一候事。
 五ケ條 船修復等にて、材木相望候節、木品員數相糺、少分に有之、下
 田にて相調候分は、伺之通相渡候様可被致候事。

大島一見
不許

武器類半
鐘の事

六ヶ條 大判、丁銀、並 錢等渡方之義、素々御國禁之事に候得共、此度亞墨利加へ相渡候は、全く出格之事にて、無二是非一次第に候得共、大判之義は相渡候儀難ニ相成一候間、能々申論相渡申間敷候事。

七ヶ條 船修復にて、銅板針がね等渡方之義、棹銅は勿論、難ニ相成一候。銅板針がねとても、不レ被ニ差遣一方可レ然候得共、難破船修復に相用候段、相違無レ之候はば、入用丈けの分、其時限相渡候積、可レ被ニ心得一候事。

八ヶ條 武器類渡方之義、此度限 伺之通被ニ取計一尤向後之義急度申論置候様可レ被ニ致候事。

九ヶ條 鏡之義は、伺之通可レ被ニ心得一候。尤多分差遣候義は、無用に可レ被ニ致候事。

十ヶ條 半鐘之義も、伺之通、右同様可レ被ニ心得一候事。

十一ヶ條 書籍之義、節用集之類は、差障相成候廉も相見候間、差障に不ニ相成一品差遣候様可レ被ニ致候事。

兩者見解
相違千里

十二ヶ條 此方商人より異人直買難ニ相成一段、伺之通嚴敷相達可レ被ニ置候事。米人側にては、既に通商貿易の約束が出来たものと考へ、日本では尚ほ上記の如く、限定的に考へてゐる。均しく神奈川條約でも、兩者の見解の相違は實に相距る千里とも云ふ可きであつた。

〔六六〕 米人取扱向の伺及び指令 (三)

指令は尚ほ以下續いてゐる。

標榜の件

十三ヶ條 湊内外滯印之義、伺之通可レ被ニ取計一候事。

十四ヶ條 箱館より再渡之節、樟腦、硫黄等渡方之義、伺之通可レ被ニ心得一候事。

十五ヶ條 異人共箱館上陸之義箱館中差許候ては、場廣其上蝦夷地咽喉之

土地、旁往々之御取締に拘候間、全く用向相辨候丈之上陸は差許、尤遊覽歩行、又は猥成義無之様可致旨、篤と申諭、書付取置候様可被致候事。

針今後の方

以上指令である。而して更らに總括的に左の如き、文句が添られた。右之通可被心得一候。尤今般之義は、使節之船にも有之、彼方より品々獻買物をも致し候儀に付、出格之譯を以、此度限差遣候義に付、向後何様申立候とも、薪水食料關亡之品に無之分は、決して不被下候間、其段兼て嚴重申斷置候様可被致候。且又彼方より申立候趣、一旦相斷、承伏不致候得ば、差許候様にては、彼方先手のみ相成、御爲如何に付、向後之應接は、兵端を開キ候義も、先は有之の間敷候間、差許がたき義は、難成旨押貫申諭、極々無據筋にて御許容相成可然と見居候廉は、再三評論之上、取許候積相心得、斷候上、強て之申立に寄、容易に差許候義無之様可被致候事。

幕吏の府

當時の幕府は、未だ開國の本意には目醒めてゐなかつた。其の少數の識者が、胸中に思ふたる所の如何は姑らく措き、幕府多數の人々は、唯だ戦争が恐ろしく、且つそれを回避せんが爲めに、彼理の申分を聽納れたる次第なれば、其の伺にせよ、其の指令にせよ、如何にもけち臭きものにして、毫も堂々たる大國民の襟度なかりしことは、決して不思議ではなかつた。

著彼理下田

斯く日本側にては、彼理下田へ箱館より歸港の上は、取扱ふ可く準備をしてゐたが、五月十二日愈よ到着した。

亞墨利加蒸氣船貳艘再渡之義申上候書付

林大頭
井戸對馬守
伊澤美作守
都筑駿河守
鶴殿民部少輔

竹内清太郎
松崎滿太郎

今十二日巳下刻頃、大島利島之間に、異船貳艘相見候趣、遠見之者より届出候處、暫時に近海に乗込、午中刻頃、當湊へ碇泊仕候旨、美作守、駿河守組之者注進申出候に付、早速應接與力并通詞差遣爲相糺一候處、去月十七日、箱館え向當湊退帆仕候亞米利加蒸氣船貳艘、箱館見置相濟、當月九日、同所出帆再渡入津仕候旨、使節ペルリ申立候委細之義は、得と相糺可申上候得共、先不取敢一此段御届申上候以上。

寅五月十二日

下田ア仙
寺而會

而して翌十三日(安政元年五月)付、前記の面々の名もて、左の如く老中に上申した。昨十二日申上置候通、亞墨利加蒸氣船二艘再渡入津仕候に付、今十三日私共初、役々應接所了仙寺へ罷越、使節其外將官士官之者呼寄、一應面會仕、其後使節ペルリ父子、ペント、リイ、ウリヤムス、ホルトメン都

米漂流民
に就き問
合返答

合六人別席へ相通し、應接仕候處、至て平穩に御座候。先此段申上候以上。

最近の漂
著米人

而して一八五四年六月十日(安政元年五月十五日)付にて、彼理より難破船及び漂流民に就ての照會があつた。それに就て此方よりの返答は、左の通りであつた。近年南太平洋唐國日本海え航行せし亞墨利加船の内、其行方を失ひて船中の人の存亡計りがたきに付、國命を以て、軍艦をボルネオ、臺灣、及び其餘之島々え遣して、是を尋求め、使節も亦これが爲に貳艘の船を、臺灣に馳せて、其事を探索せんとす。因ては我國に於て、十年已來亞墨利加船之難破に遇へる船號を問はるゝとの旨、具に了知せり。今是を左方に記す。

- 一 弘化四末年、松前地え漂著せし亞墨利加人は、同地より長崎え護送して、和蘭船に附して歸國せしむ。
- 一 嘉永元年、同地え漂流せし亞墨利加人は、其國の迎船に附したり。
- 一 嘉永三戌年、同地え漂著せし亞墨利加人并啖咭喇人は、俱に和蘭船に

附して歸國せしむ。

一 此三次の外に十年已來漂著の船なく、且我地に残り留れる亞墨利加人一人もある事なし。尤前之三次の船號は、其地の官吏等の計へる處なれば、我輩に於ては今知る者なし。唯其委曲を録して、使節の間に答ふる者也。

嘉永七(安政元)寅年五月

林 大 學 頭 花 押
井 戸 對 馬 守 花 押
伊 澤 美 作 守 花 押
都 筑 駿 河 守 花 押
鶴 殿 民 部 少 輔 花 押
竹 内 清 太 郎 花 押

此の如くして漸く神奈川條約附則の協定に迄、進行し來つた。

【六七】 下田港に於ける談判 (一)

今米國側の記事によりて、彼理提督が、箱館から下田に還りたる以後に於ける事を擧れば、概して左の通りである。

了仙寺初
會見

提督は六月六日(五月十三日)下田港に復歸した。其の翌日了仙寺にて、日本委員等と會見した。委員長林大學頭は、新任の委員都筑駿河守と、竹内清太郎を紹介し、下田町が改めて幕府直支配となり、從て伊澤美作守と都筑駿河守とが、下田奉行に新任せられ、黒田嘉兵衛と伊佐新次郎とが、其の次官に任せられたることを告げた。而して其の結果として、管轄區域を定むる爲め塙や門を設けて、町の境界を限る必要がある。米國人は其の境界内は勿論勝手に往來す可く、其外たりとも、允許を請へば、容易に出づることを得るから、別段異存はあらずと訊ねた。

町の境界
を定む

提督は別段日本政府の仕事に容喙するを好まぬが、さりとて條約の明文通り七

箱館米人
歩境界

里以内は、運動の自由を有することを承知して貰ひたいと答へた。而して軍艦からも士官三人を派して、日本役人と共に町の境界を定むることとした。而して米國人が其外に出づるに就て、一一許可を得ねばならぬと云ふ件は、堅く拒否した。彼は飽迄も七里以内平和に、正當に運動するの自由を主持した。箱館に於ける米國人の行歩の境界に就ては、大議論があつた。日本側はそれを箱館の市内に限定せんと試みた。然も提督は極力之に反對して、姑らく掛案として延された。日本側は又た横濱に埋葬したる米人を、下田に新設したる米人埋葬地に改葬せんことを申出でた。提督は又た水先案内者と港務官の任命を提出した。何れも協定出来た。翌日又た箱館の歩行境界問題が提起せられたが、落着を見るに至らなかつた。日本人の馳走にて、打ちくつろぎたる談話の際には、彼等は世界の出来事に就て、彼是と尋問した。或は合衆國の生産的及び工業に就て、或は支那の革命に就て、或は露土の戦争に就て、而して何れも教養ある日本上流社會の人士が、如何に世界諸般の事に、活潑なる興味を持ちつ

第二日會

日米兩國
貨幣相場
評定

つあるかを現呈した。其の翌日又た會見した。箱館の境界問題は、尙未だ落着するに至らなかつた。日本委員は更らに提督に向て、米人の夜間陸上に滞在するを禁止せんことを要めた。提督は斷乎として之を拒否した。二人の新たなる日本委員と、提督の任命したる會計官スペーテン、エルトリツジとの間に、米國通貨と、日本通貨との比例價値を定むることとなつた。而して其の結果として、興味あり、且つ重要なる報告書が出で來つた。談判は六月八日から、六月十七日まで續いた。而して其の結果として神奈川條約の附則が出で來つた。今ま此の附則を掲ぐる以前に、先づ日米兩國貨幣相場の評定に就て記す可き必要がある。此れは五月十七日(日本曆)から同二十二日に至るまで、下田了仙寺に於て、下田奉行支配組頭 黒川嘉兵衛、伊佐新次郎と、米國艦隊主計官スペーテン、エルトリツジとの間に於ける談判の筆記だ。金銀相場等之儀に付、黒川嘉兵衛、伊佐新次郎、松村忠四郎、力石勝之助、

中臺信太郎、新見參左衛門、其外下田奉行組與力御勘定吟味方下役、御普請役、御小人目付より、亞人え應接及候廉々左之通。

五月十七日

一 スベエテン仕拂エルリユジユ仕拂ホルトメン和蘭右三人え應接

一 應接擧て

亞人

一 石炭直段取極度、且今日應接の廉々、以來とも不レ動様取極申度候。

當方答

承知いたし候。

亞人

一 錢相場之義は何程に候哉。

當方答

錢相場之義は是迄假に一ドルラル錢壹貫貳百文之積取極置候得共、已來は

錢相場の件

一ドルラル錢壹貫六百文に取極積。

當方

一 其國銀位之義、日本にては銀目方拾文に付、日本銀貳拾二文五分、一ドルラル日本銀拾六文之積。

亞人

承知致し候。

以下

尚ほ次へ續く。

米人埋葬地の事

亞米利加使節へ應接いたし候内、異人埋葬之地は、柿崎村玉泉寺と相定候積申談候處、承伏仕、付而は、横濱へ埋葬いたし候分も、此後不レ罷越二場所之儀、兼而石碑之事も申聞候儀ニ付、旁玉泉寺へ改葬之儀申談候處、是又承知いたし候。因ては押送船へ下田奉行組之者御目付方立會、異人爲二乗組、横濱村へ罷越、改葬取計候積ニ付、此段申上候。尤右村地頭并寺社奉行へ達之儀は下田表御取締御用江戸取扱之ものへ申遣候へ共、浦賀奉行へは右之趣早々被レ仰渡可レ被レ下候。依レ之申上候。以上。

寅五月

〔續通信全覽類輯〕

【六八】下田港に於ける談判 (二)

亞人

一 是迄買入候品々代料之儀、今日取極候相場を以、勘定いたし度。

當方答

横濱にての分は、今日取極候相場に可致候へ共、下田表之分は最早夫々え代料相渡候義に付、難レ動候。

亞人

一 通用金銀目方、何程づつ有レ之候哉。

當方答

通用金銀之儀は、目方に不拘、役所之極印を目當にいたし候義に付、外國之見合には難ニ相成一候。

當方

一 船中缺乏之品、買上代、其時々不ニ受取、一纏にいたし、銀にて請取度。

亞人

承知いたし候。

當方

一 是迄請取置候錢拾七把半程有レ之文結、右は一ドルラル錢壹貫貳百文之積にて銀に引替度。

亞人答

右錢是迄誰々より差出候哉、難ニ相分、右に付仕拂役所にて引替候間、今日取極之相場にて引替申度。

當方

金銀引替

申聞 候越無^レ據義に付、壹貫六百文かへ之積取計可^ニ申遣^一候。

亞人

一 入津之節々、日本の金銀引替置、右を以小買物いたし、歸帆之節殘金銀有^レ之候はゞ、引替申度。

答

金銀引替 候義難^ニ相成^一候。

亞人

一 右之趣、兩人においては存寄無^レ之候へ共、一應使節え爲^ニ申聞^一、治定之御挨拶可^レ致。

答

承知いたし 候。

當方

一 其國金位之義、日本にては、金目方壹匁に付、日本銀拾九匁、金一枚銀

百六拾七匁貳分之積。

亞人答

多分之違に有^レ之。

當方

前書錢相場之義、數年之内には、高下出來 候義も可^レ有^レ之。

亞人答

承知いたし 候。

當方

一 已來は錢取引相止、銀取引に可^レ致。

亞人

承知いたし 候。

當方

一 右之通相成 候時、貳三分位之聊之端銀有^レ之節は如何いたし候哉。

一切銀取

亞人答

其節之模様そのせつのもように寄より、切上きりあげ切捨きりすてに可いたレ致すべし。

當方

承知しやうちいたし候まう。

本文ほんぶん之趣のおもひきは、錢ぜに五拾文位ごじゅうもんゐ之銀有ありレ之、切上きりあ切捨きりすてにて差支無さしつかレ之候まうに付つき、書面しよめん之通取計のうとくけい申候まう。

當方

一 金銀双替きんぎんさうがへ之義ぎ、數年之内すうねんのうちには狂くるひ候義まうも可ありレ有べし之。

亞人答

承知しやうちいたし候まう。

亞人

一 石炭何程被せ下候哉まう。

答

壹萬斤相渡可まうレ申まう。

石炭相場

一 石炭壹萬斤代銀貳貫六百貳拾六匁五分三厘せきたん いちまんだいぎんににわん りくはんとろくじゅうろくぼんごふぶせんさんりんに有ありレ之。

亞人答 右銀ドルラルみぎぎん ぶるとらるに直なし候まうて何程なにほど。

答

百六十四ドルラル餘よに有ありレ之。

亞人

格別高直かくべつたかねに有ありレ之、尤もつとも掘方等ほりかた蒸氣仕掛じょうきしかけに無なレ之、人力じんりよくを以もつていたし候まう故ゆゑに可ありレ有べし之。アメリカより日本にほんえ持渡もちわたり候まう船賃諸費迄ふねぢんしよひまで相懸あひか候まうても、是こゝよりは下直したねに有ありレ之。

當方

今般こんぱんは差急さしそ候故ゆゑ、品々別段雜費しななべつだんざつひも相懸あひか候得共まう、此後このごはケ様やうにのみ有ありレ

之間敷哉。

亞人

壹斤目方之差別も有之候間、先五百斤も被ニ差送一候様いたし度候。

當方

承知いたし候。今日差送可申候。

五月十八日

一 ウリヤムス、スベエデン、エルリユジユ、ホルトメン右之者え應接。

一 應挨拶畢而

亞人

一 昨日被ニ相送一候石炭目方相改候處、日本之百斤アメリカにての百三十三ポントに相當候間、掛改候處、百十七ポント有之、差引十六ポント不足に付、日本秤に而立合相改度。

答

承知いたし候。

亞人

ドル
之法立

一 金銀目方ドル之法、別に立方無之哉。

答

ドル之法立方と申候ては難ニ相分一昨日申談候義に付、其方にて何歟勘辨之筋も有之候は、可ニ申聞。

亞人

一 日本之壹分銀目方相改候處、三ツにてドルラール一ツに相當候間、ドルラール一ツを潰し、壹分銀三ツにいたし極印を打通用いたし候様相成候は、右之割合に而勘定取引いたし可然。

答

日本之通用金銀は、昨日も申述候通り之次第にて、目方之論には不レ拘候間、外國之見合には難レ成候。

五月十九日

一 昨日之通蘭通詞ホルトメンとも合四人え應接。ウリヤムス義、壹分金、
貳朱金持參、目方相改、彼國之金をも同様相改候上、

亞人

一 壹分判は、性合宜候へ共、貳朱金は銀相交居候。如何。

答

通用金銀之儀は、昨日、一昨日とも申述候通にて、目方性合には更に
不_レ拘義に有_レ之、尤細工もの等に用候金銀は、双替を以取引いたし、山
方より出候金銀も、右の振合にて買上候義故、貴國之金銀も、右之定
を以買上申候。

亞人

一 金銀とも目方にて取引いたし度。

答

目方取引
申出

右之次第に付、一ドルラル銀拾六匁替より外難_レ動候。

亞人

一 通用金銀之目方軽く候ては、諸品高直に可_二相成_一。

答

外國之義は不_レ知、吾邦にては國主之命令にて、金銀局之極印有_レ之候得ば、
通用無_レ滯、勿論物價にも差響不_レ申候。

五月廿二日

亞人

一 金銀相場之義、今般之代物、並向後之分とも、御達之趣を以、勘定可_レ
致、尤利不利之義、得と勘辨之上、猶及ニ御引合候義も可_レ有_レ之。

答

承知いたし候。

以上に就て仔細に吟味すれば、彼我經濟的見解の相違の、如何に隔絶したるか

經濟内見
解の相違

が想ひやられる。我は目方にも關せず、性合にも關せず、政府の極印さへ打てば、其通りに通用するものと信じてゐる。彼は通用金銀の目方が輕くなれば、物價が騰貴するものと信じてゐる。其の何れが當、何れが不當、何れが正、何れが不正、智者を俟たずして知る可きものであらう。

【六九】 神奈川條約附錄

神奈川條約附錄

五月二十二日(安政元年)愈よ左の如く神奈川條約附錄を議定した。右は二十二日下田に於て調印、二十五日之を交換した。而して其の批准書交換は、翌安政二年正月五日であつた。

日本國え合衆國よりの使節、提督ペルリと、日本大君の全權、林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、都筑駿河守、鶴殿民部少輔、竹内清太郎、松崎滿

太郎、兩國政府の爲、取極置候條約附錄。

第一ヶ條

一 下田鎮臺支配所の境を定めんが爲、關所を設くるは、其意の儘たるべし。然れども亞墨利加人も、亦既に約せし日本里數七里の境、關所出入するに障ある事なし。但日本法度に悖る者あらば、番兵是を捕へ其船に送るべし。

第二ヶ條

一 此湊に來る商船、捕鯨船の爲上陸場、三ヶ所定置き、其一是下田、其一是柿崎、其一是港内の中央にある小島の東南に當る澤邊に設くべし。合衆國の人民、必日本官吏に對し、叮嚀を盡すべし。

第三ヶ條

一 上陸の亞墨利加人、免許を請ずして、武家町家に一切立寄るべからず。但寺院市店見物は勝手たるべし。

第四ヶ條

關所設定の件

上陸場設置

米人埋葬所設置

一 徘徊の者、休息所は、追て其爲旅店を設くるまで、下田了仙寺、柿崎玉泉寺、二箇寺を定置くべし。

第五ヶ條

一 柿崎玉泉寺境内に、亞墨利加人埋葬所を設け、兪略ある事なし。

第六ヶ條

一 神奈川にての條約に、箱館において、石炭を得べきとあれども、其地にて渡し難き趣は、提督ベルリ承諾いたし、箱館にて、石炭用意に及ばざる様、其政府に告べし。

第七ヶ條

一 向後兩國政府に於て、公顯の告示に、蘭語譯司居合はざる時の外は、漢文譯書を取用ふる事なし。

第八ヶ條

一 港取締役壹人、港内案内者三八定置くべし。

第九ヶ條

一 市店の品を撰求むるに、買主の名と品の價とを記し、御用所に送り、其價は同所にて、日本官吏に辨じ、品は官吏より渡すべし。

第十ヶ條

一 鳥獸遊獵は、都て日本に於て禁ずる所なれば、亞米利加人も亦此制度に伏すべし。

第十一ヶ條

一 此度箱館の境、日本里數五里を定置き、其地にての作法は、此條約第一ヶ條に記す處の規則に倣ふべし。

第十二ヶ條

一 神奈川にての條約取極の書翰を差越し、是に答ふるには、日本君主に於て、誰に委任あるとも、意の儘たるべし。

第十三ヶ條

鳥獸遊獵禁止

一 茲に取極置く處の規定は、何事によらず、若神奈川にての條約に違ふ事あるとも、又是を變る事なし。

右條約附録エケレス語、日本語に取認め、名判致し是を蘭語に翻譯して、其書面合衆國と日本全權双方取替すもの也。

嘉永七(安政元)年五月廿二日下田に於て

林 大 學 頭花押
井 戸 對 馬 守 同
伊 澤 美 作 守 同
都 筑 駿 河 守 同
鶴 殿 民 部 少 輔 同
竹 内 清 太 郎 同
松 崎 滿 太 郎 同

蘭文條約和解

本文は和文同様に付略レ之

曆數千八百五十四年第六月十八日下田において名判いたす

日本嘉永七年五月廿二日

ペ ル リ

協定雜儀

以上の協定も、米國側の記事によれば、決して容易の業ではなかつた。特に下田、及び箱館の遊歩區域に付ては、多大の折衝を経て、漸く此の通りに落著したと云ふことだ。されば日本側の委員も、随分彼等相應に其の所説を支持するには骨折りたることであつたらう。

林 大 學 頭
外六名略レ之

【七〇】米使の苦情及びそれに対する辯解

彼理日本
人を信用
せず

彼理は、日本及び日本人に向て、一步も假借しなかつた。苟も我が権内と思ふ點は、飽く迄もそれを押通した。固より其事の大小に拘らず、其の懐らぬことは、一々抗議をした。そは一たび日本人に讓歩すれば、それが定例となりて、日本人が外人は與みし易きものとし、やがてそれに附け乗ることを慮つた爲めであらう。彼理は、當初より日本人は油断ならぬ者、浮かど信用は出來ない者として交つた様に思はる。米國側の記事を見れば、其の苦情が掲られてある。而してそれが左の覺書となりて、提出せられてゐる。

條約
の
原々
屈

五月二十五日使節口上、手覺書を以、通辯官ホツトメン申述候書取
使節(ペルリ)事日本御役々之御所置、得と推考致し候に、兎角條約究屈に被
成候様相心得候廉々左之通
一 下田再渡之節、御渡可ニ相成御約定之品、今以御渡方に不ニ相成一候

日本警衛
の不備

一 當地之人より可ニ相求一品々、御差障りにて難ニ相調一候
一 金銀位御定に相成候處、不相當にて、取替を御嫌に相成、政府之利益を專に被レ成候
一 爲ニ御買一之品致二一覽一候處、政府官吏之御極直段格別之事に候
一 日本政府に差出候農具種物代りとして、苗種物被レ下候との御約束に候處、其儀無レ之候
一 使節箱館え能越候以前、橋其外之品々、再渡之節御用意被レ下候様御約束有レ之候處、今以御用意無レ之、且其御様子も相見不レ申候
一 右一體之御所置にては、何歟御疑念之筋有レ之、故なく御違約被レ成候事と存候
一 使節日本滞在中、御國之地勢熟視いたし候に、御警衛向不ニ相整、歐羅巴州之處を以、甚懸念致し候。且難ニ心得一候は、合衆國之如き強盛にて、平和親睦を主と致し候近隣國民之懇切を、前斷之通、兎略に被レ成候事共、

不審之至に候。

右之通士官ベント、通辯官ホットメン上陸、使節口上手覺書を以申述候趣書取申上候以上。

寅五月廿五日

森山榮之助
本木昌造

一大威嚇

最後の日本の防備整はず云々の一項の如きは、随分思ひ切りて突き込みたる口上振りだ。直言と云へば直言だが、威嚇と云へば、此れ以上の威嚇はあるまい。而して日本側の返答は左の通りだ。

日本側返答

使節存意之程、ホットメン口上にて申述候件々左に相答申候。一 使節には、役々之所置を被ニ推考一候に、條約の事を究屈に相成候様致し候趣に被ニ相心得一候由に候得共、一旦双方にて治定致し候條約之事どもを、究屈相成候様にとの趣は、聊其覺無レ之事。

商品高價の辨

一 當地之人より可ニ相求一品々、此方にて相支へ、不能ニ其儀一由に候得共、條約之通、我國之人より直賣買は不致契約のみにて、條約通りに買求候を支候筋無レ之事。

一 金銀位之儀、我國にては、金銀目方之輕重に不拘、官所にて之極印を證として價を定め、錢及諸品と相替候事、國內限り通用之儀にて、元より金銀を外國え相渡候事は曾て無レ之事。

一 其國え爲レ買として爲レ見候品高直之事、是は諸國より江戸え兼て取寄置候品々を、當地え急速に取寄候事故に、運賃諸懸り等一と通ならず、高價にも相成候間、去る廿四日相答候通、諸品價之義、此度之處は、其國人見込之通り相當之直段相拂候て不レ苦事。(此れは買受候米人側の見込次第にて、其の代價を拂ふ可しとのこと)

一 政府え差出候農具種物代りとして苗物可ニ相渡一約束之處、其儀無レ之旨に候得共、農具類は手近き品々缺乏之内に組込有レ之、種物は神奈川にて、

林大學頭より數十品差贈申候。苗は時候次第之物故、逸々には難に出来、尤鉢植之類は、少々用意有之候事。

一 橋之儀は、如何様之行違に候哉、使節箱館より再渡之節、用意致し置

吳候様にとの事、役々にては聞込不申事。右之條々及ニ挨拶候。當春應接以來、使節厚意之程をも篤く承知致し、双方平和親睦を專と致し候上は、素より違約に可及譯聊無之、且疑念

最後の和解

を挟み候意、少しも無之候事。尙ほ米國側の記事を見れば、米人の見込次第、勝手に仕拂ふなどとのことは、米國人側にて之を拒否したとある。而して一切の責任は通詞たる森山榮之助、堀達之助兩人にて引き受けたが、提督は濫言もて森山に向ひ、其の獻身的精神を稱しつゝも、其意は決して責任者を追咎せんとするではない。但だ若し其の惡例を當初に戒飭せざれば、他日の禍を醸さんことを虞るゝが爲めである旨を諭し、而して最後の和解は、委員一同より國祖ワシントンへ敬意を表す可く、

その記念碑として、米國へ持ち運ばる可く、贈呈せられたる石によりて、一切が済んだとある。

不法米人取押方の事

不法之所行等いたし候亞墨利加人捕押方御書取之儀ニ付申上候書付

林 大學 頭
井 戸 對 馬 守
伊 澤 美 作 守

(中略)

細川越中守何

細川越中守家來相何候趣、御別番之通被ニ仰渡候に付ては、此後亞墨利加使節え應接之砌、異人いづれ之場所え上陸いたし候とも、諸家固揚之武器え手を掛、亦は民家え立入、不法之所行有之、或は猥に婦女に戯れなどいたし得ば、御國の人情元來剛氣に而、別而小民どもは、命を不借手荒之儀間々有之、些細之非禮等を相答い争論より事起り、人を殺し其身も被レ處ニ死刑一以者常之事故、右等之輩こらへかれ而、政府より之命令をも不レ用、自然殺害および儀も難レ計、小民之不束より争端を開き、不レ容易一場合に至り候様にては、親睦いたし候證も無之、此方に於ても精々可ニ心付一得共、右體之儀無之様、船將とも嚴重に取締を付可レ申、其上にも前書之次第不ニ相用一ものいは、永々親

第十一章 七〇 米使の苦情及びそれに對する辯解

使節申諭

陸爲レ致ハ而爭論を不レ開ハため、捕押可ニ引渡一との趣意、穩に實にも貫通いたし、畢竟兩國之爲筋を思ひ、厚き存意より出ハ次第、如何にも尤に解示し承知之趣使節より書面爲ニ取替ニ置ハ様可レ致イ旨、御書取ヲ以被ニ御渡ニ奉レ得ニ其意一ハ、使節え得と申諭しハ處、船中之大砲は勿論劍其外イボレットと唱ハ將官之もの肩に懸ケハ品など日本人手ヲ附互細に見物いたし、心苦敷存ハ儀も有レ之ハ得共、和融之事故差扣江居ハ儀に而相互之儀、珍敷武器一覽迄之儀は、不法とは不ニ相心得ニ旨申聞、何分會得不レ仕、一體彼方にては、精々申付置ハ趣にハ得共、兎角申付ヲ背キ、輕きものは、下田町方人家え立入、不埒之所行等も有レ之、町々之ものとも迷惑いたし、彼方にては、右體之ものは召捕引渡矣ハ様、毎々申聞ハ趣も有レ之、船中にては嚴敷仕置ハ様子ハ得共、素々血戦を覺悟之上仕出ハ船に付、をのづから不行跡之ものも多き哉にて、軍艦と商買船鯨漁船等は、差別も可レ有レ之哉、軍艦之兵卒におゐては、一概に武器え手を掛ハ逆、捕押引渡ハ而ハ、品に寄不レ釋次第に可レ到哉も難レ計ハ間、臨機見計之取計は可レ有レ之ハ得共、前書申聞ハ次第も有レ之ハに付、得と談判之上、日本法度に悖るものは、番兵是を捕其船え相送ハ積、條約附錄第一之箇條に書載爲ニ取替ニ別段武器之儀に付書面は爲ニ取替ニ不レ申ハ。依レ之此段申上ハ。以上。

寅五月

〔墨夷應接録〕

第十二章 談判終了して彼理歸國す

〔七一〕 日本委員の上申書 (一)

應接委員の苦心

當時米使に折衝したる應接委員等が、如何に苦心したるかは、彼等の名もて老中に上申したる書中に、能く之を語りてゐる。

亞墨利加使節え應接之上、取極候趣申上候書付

林 大 頭
井 戸 對 馬 守
伊 澤 美 作 守
都 筑 駿 河 守
鶴 殿 民 部 少 輔
竹 内 清 太 郎

第十二章 七一 日本委員の上申書 (一)

三六三

松崎滿太郎

豆州下田表え亞墨利加船再渡いたし候に付、爲ニ應接罷越、追々被ニ仰渡一候條々並、伺濟之趣を以て(參照六四一六六)使節ペルリえ應接之上、取極候廉々、其外とも左に申上候。

米人徘徊里數の事

附添人の事

下田、箱館表、亞墨利加人徘徊里數之儀に付ては、品々被ニ仰渡一之趣も有レ之候間、右之趣を以、精々談論仕候得とも、何分承伏不仕、右は先達て委細申上候通之次第にて、別段申上候品無ニ御座一候。

一 亞墨利加人上陸之節、組之もの付添候儀、素より彼え附添而已に無レ之、御國內之下民不法等無レ之様、御國地之御取締に差出候儀之旨、能々相分り候様申論し、警固之もの差出、猥之儀無レ之様、可ニ取計一旨被ニ仰渡一候に付、右之趣を以、申談候處、何分承伏不仕、右は先達ても委細申上候通、多人數上陸致し、所々え立分れ候節は、たとへ附添之儀承伏致し候ても、附添人數引足兼候砌は、矢張事實被レ行難く、爲ニ取締一

鐵炮携帶上陸の事

下田奉行組之もの出役いたし候儀は、兼て斷および不申候逆、子細も無レ之儀に付、此方之人數手廻り候節は、可レ成丈多人數罷出、取締いたし候方可レ然と、右之趣に取極申候。

一 異人鐵炮を携上陸いたし鳥を打候由に付、以後は鐵炮を携上陸致間敷旨、伺濟之趣可ニ申談一處、猶勤考仕候得ば、將官土官之外、卑賤之者共迄、鐵炮は片時も身を離し不申、尤鐵炮之外、一身之守衛仕候品無レ之、全く御國地之士人大小同様の品に付、右を携間敷旨申談候共、逆も承伏仕間敷儀に付、不ニ申談一、一外外國々へ罷越候ては、上陸勝手次第に、鳥獸之狩獵いたし候間、御國地にても同様いたし度旨、兼々相願候得とも、右は私にて勝手に仕候儀は難ニ相成一御國法に付、其法に伏從可仕旨、精々申談、漸々承伏仕、其段條約附録第十ヶ條に書き載申候。

大島一見の事

一 大島一見の儀は、決して難ニ相成一候間、何様にも申諭相斷候様可

食料肉牛の事

致旨、御書取之趣も御座候處、今般再渡間もなく、兼々相願候大島一見之儀、定て御許容相成候儀に可有之、船々御用意も整居候哉など申出、頻に懇願仕候得とも、右大島は離島之儀、殊に下田奉行支配所にも無之、其上一見仕候ては、跡々まで差響候意味も有之、品々差支も出来候趣を以、精々申斷候處、漸會得仕、右は究理學問邊之儀に付、是非一見懇願には候得共、右様御差支之儀も候はゞ、見合候様可仕旨申出承伏仕候。

一 大判棹銅之儀は、今般不申出、且食料之肉牛は相斷可申旨、兼て申上候處、一躰右は御國地之者共、常々食料にも不仕、耕作又は重荷等にて人力を助候次第迄にて、土民大事に致し候事情、當春以來碇泊之亞船上陸之もの共、自然見聞いたし候故に候哉、御開濟難ニ相成一儀と心得候様子にて、是又前同斷不申出、此後は猶更申出候儀も有之間敷と奉存候間、其儘差置、別段此方よりも不申談一候。

此方商人より異人直買難ニ相成一段、嚴重相達可置旨被仰渡一候に付、其段申談、條約附錄九ヶ條に書載申候。尤右は下田市中えも觸流可然筋に付、別段取調、美作守、駿河守より相伺候様可仕候。

以下尙は續いてゐる。

【七二】日本委員の上申書(二)

港内外標杭の事

一 港内外標杭之儀、隠洲淺瀬等の譯、日本文字にて記し候積、伺濟之趣を以申談候處、承諾いたし、日本文字にては、彼方讀得兼候故にも可有之哉、浦賀以來見馴候中黒之旗御建被下度旨申出、右は浦賀下田並長崎表にても異船乗留、其外御用船に相用候記號之由に付承届、水中震り込之仕掛は、彼方之機巧其儘相用、印は早速取替候積に御坐候。

上陸地點設置の事

一 樟腦、硫黃渡方之儀申出候間、伺濟之趣を以て、下田表有合之分渡方取計申候。

一 上陸之節、波戸場定置不申候ては、不取締に付、下田湊え一ヶ所、柿崎村え一ヶ所、港内小島之東南に當候、澤邊に一ヶ所、都合三ヶ所に相定、其段條約附録第二ヶ條に書載申候。

一 上陸之亞墨利加人下田町方人家え立入迷惑いたし候、由相聞、其上取締にも拘り候間、右躰之義無之様精々申談候處、承伏仕候間、其段條約附録第三ヶ條に書載申候。

一 亞墨利加人上陸之節、休息所定置不申候ては、不取締に付、追而相應之場所見立相伺候様可仕候得とも、先夫迄之處、下田町了仙寺、柿崎村玉泉寺右二ヶ寺え相定、其段條約附録第四ヶ條に書載申候。

一 亞墨利加人埋葬之地取極置候、方可然と、柿崎村玉泉寺に相定、其段條約附録第五ヶ條に書載申候。

水先案内設置の事

一 箱館に於ては、石炭不ニ相渡、積先般條約爲ニ取替、後、使節え口上にて申談置候得共、猶又今般改て申談、其段條約附録第六ヶ條に書載申候。

一 以後は漢文相止、和文を以主といたし候、様被ニ仰渡候間、其段申談、蘭語譯司、居合さる節之外は、漢文取用不申積、條約附録第七ヶ條に書載申候。

一 下田湊内赤根島と唱候、場所に白塗にいたし、黒く彼方之文字にて乗筋等認候、印箱有之、御躰裁にも拘り候間、此後異船入津之節は、水先之者乗筋案内爲致候、善に取極、右印箱爲ニ取拂、港取締役一人、案内之もの三人、人物相撰定置、其段條約附録第八ヶ條に書載申候。

一 十八ヶ月後彼國大統領より書翰差越候節、返書之儀、何人にてても、公命を奉じ候には、其人柄を不撰積、談判承諾いたし、其段條約附録第十二ヶ條に書載申候。

一 向後下田箱館え渡來いたし候、亞墨利加船之内、條約爲ニ取替之ヶ條心

條約書板行の事

日本人渡航不許可の事

金銀錢位の事

得^え不^ま申^ま者^も有^り之^の候^に節^は、不^ふ都^と合^がに^つ付^き、右^{みぎ}船^{ふね}々^々示^し可^まレ^る申^ま約^{やく}書^{しよ}、使^し節^{せつ}ペ^ルル^リより此^こ方^{なた}え^の相^あ渡^{わた}候^に様^{さま}申^ま談^{だん}候^に處^{ところ}、今^{いま}般^{ぱん}爲^{なり}取^と替^か候^に條^{じょう}約^{やく}書^{しよ}は、早^{はや}速^{そく}板^{ばん}行^{かう}に^いた^し、合^あ衆^{しゆう}國^{こく}中^{ちゆう}え^の普^{あま}く^の相^あ觸^ふ、勿^な論^{ろん}航^{かう}海^{かい}之^の船^{ふね}々^々え^は、急^{きつ}度^ど相^あ渡^{わた}置^ち候^に付^き、右^{みぎ}懸^{けん}念^{ねん}に^は不^ふ及^及旨^{しめ}申^ま開^あ候^に候^に。

一 向^{きやう}後^ご亞^あ墨^ま利^り加^か船^{せん}渡^ど來^{らい}之^の節^{せつ}、萬^{まん}一^{いつ}心^{しん}得^と違^{ちが}之^の者^{もの}有^り之^の候^に共^{ども}、此^こ方^{なた}之^の人^{ひと}を^爲爲^の三^{さん}乘^{じやう}組^{ぐみ}一^{いつ}連^{れん}行^{ぎやう}間^{かん}敷^{しき}旨^{しめ}申^ま談^{だん}候^に處^{ところ}、軍^{ぐん}船^{せん}又^{また}は^は吏^じ人^{にん}乘^{じやう}組^{ぐみ}候^に船^{ふね}々^々は、決^{けつ}て^は左^{ひだり}様^{さま}之^の儀^ぎ無^なレ^ど、他^た國^{こく}之^の人^{ひと}を^猥に^つ連^れ行^{ぎやう}候^には、素^{もと}より亞^あ墨^ま利^り加^かに^於て^も嚴^{げん}禁^{きん}に^候得^え共^{ども}、獵^{れつ}漁^{りつ}船^{せん}商^{しやう}買^{かい}船^{せん}國^{こく}法^{ぽう}を^侵し^め候^には、吏^じ人^{にん}差^さ置^ち取^と締^ぢ不^ふ仕^じ候^にて^は、急^{きつ}度^ど請^う合^が候^に儀^ぎは^は難^{たが}レ^ど致^{しか}、此^こ方^{なた}に^ても、精^{せい}々^々心^{しん}付^け候^に様^{さま}申^ま開^あ候^に候^に。

一 亞^あ墨^ま利^り加^か人^{にん}え^の相^あ渡^{わた}候^に、薪^{しん}水^{すい}食^{じき}料^{りやう}缺^{けつ}乏^ふ之^の品^{ひん}代^{だい}物^{ぶつ}と^{して}請^う取^と候^に、彼^か國^{こく}金^{きん}錢^{せん}位^い之^の儀^ぎ、私^し共^{ども}に^ては^は難^{たが}レ^ど相^あ分^{ぶん}候^に、右^{みぎ}金^{きん}銀^{ぎん}錢^{せん}御^ご勘^{かん}定^{てい}所^{じよ}え^の相^あ廻^{まわ}し^承合^{じやうが}候^に處^{ところ}、金^{きん}錢^{せん}之^の方^{ほう}は、目^め方^{かた}壹^{いつ}匁^{もん}に^付、代^{だい}銀^{ぎん}拾^{しゅう}九^{きゅう}匁^{もん}、銀^{ぎん}錢^{せん}之^の方^{ほう}は^は同^{どう}斷^{たん}貳^じ匁^{もん}貳^じ分^{ぶん}五^ご厘^{りん}之^の旨^{しめ}申^ま越^こ候^に間^{かん}、右^{みぎ}割^{わり}合^がを^以て、取^と調^{てう}候^に處^{ところ}、左^{ひだり}之^の通^{とう}に^御座^ざ候^に候^に。

金銀錢一枚

此目八匁八分

此銀百六十七匁貳分、但金錢目方壹匁に付、銀拾九匁銀錢一枚

此目平均七匁壹分貳厘餘

此銀拾六匁、但銀錢目方壹匁に付、銀貳匁貳分五厘

但端は誠に聊に付切捨申候。且本文銀錢壹枚を、彼國にて一ドルラ

ルと相唱、右二十ドルラを以、前書金錢壹枚に替へ候由。銀錢之方は、目方聊違ひ候分も有之候間、平均仕候處、書面之通に御座候。以下尙は續く。

【七三】日本委員の上申書(三)

右之通に御坐候間(參照 七二) 銀一ドルラル銀拾六匁替、金錢は壹枚百六拾七匁貳分替之積、且錢相場之儀、唐國は一ドルラル錢壹貫四百文之由に付、是迄下田表にて相渡候諸品代物は、假に錢壹貫貳百文之割合を以勘定いたし候得共、長崎表唐紅毛引合之錢相場は、金壹兩に付、調錢六貫文替之趣に付、調錢にて同相場之積亞人え談判仕候處、日本之通用金銀目方何程有之候哉之段申聞候間、我國之通用金銀は目方に不拘、政府より之命令にて極印を打、右を目前に通用いたし、外國之見合には難相成旨相答候處、其後申出候は、日本之壹分銀目方相改候處、右銀三ツ程にて、銀一ドルラル之錢一ツに當候間、右を潰し、壹分銀三ツにいたし、前書之極印を打、通用いたし候様相成候は、右目方之割合にて、取引いたし可然、壹分金、貳朱金之目方をも相改候處、不同にて、貳朱金は銀も相交居候間、何れにも目方にて取引いたし度旨申聞候に付、我國之通用金銀は、前書申述候通之次第にて、目方相合等には不拘、尤細工銀山

出金銀共都て前書之割合を以、買上候儀に付、銀一ドルラル銀拾六匁替より外難動旨、嚴重申談候處、右にては諸色高直に相成、下々可及難義、政府に於て、右様之儀は有之間敷など品々申聞候得共、右は國中一軀之儀にて、何れにも難動旨申聞候に付、其後程立、今般御渡相成候品々之代物等、右相場を以、勘定可致、尤追て勘辨之上、猶及ニ引合候儀も可有之旨、申聞候。元來外國之金銀目方等、何方も粗同様之趣に付、區々之儀を不快に存じ、先方之勝手宜處え引付、彼是申出候得共、詰り右一條相決不申候ては、彼方差支にも相成候故、前書之趣にて取引いたし候儀と奉存候。

一 金銀目方壹匁當り之相場並錢相場共、先は狂ひ候儀有之間敷候得共、數年來之内には無レ之共難レ申旨、亞人共え申達置候。

一 向後彼方え相渡候船中缺乏之品は、直段之高下見ニ平均、定直段にいたし置、右え相當之割増を加え相渡候方とも奉存候得共、左候ては此

米船乗組
漂流倉藏
の事

後之模様のりように寄より、多分たぶんの高下出来かうげでき候節ころ、御損益之目當付兼ごせんえきのめあてつきがねさしあひか候間ころ、時相場之積取極置つりとりきまりおき、割増之儀わりましのぎは、交易と品物賣渡しなもののうりわた候ころとの差別は有あり之候得共これありまよえども、長崎表唐ながさきあもてたう、紅毛之振合も可これあるべくや有あり之哉それかみあはせき。夫彼見合得と勘辨之上かんばんのうへならでは難まじき二差極さきまり一候間ころ、追おひて取調申上とりあてまをしあはせまよつ候積を以もつて、今般相渡こんぱんあひわた候品々は、時相場え其品に應あひたじ、相當之割増差加へ相渡申候あひわたしまをしせまよ。

一 今般渡來の船中に、藝州廣島獵師倉藏と申者乗組居、五ヶ年前難風に逢、北亞墨利加え漂流いたし候始末書一通、當春神奈川に於て差出候間、其節直に引渡候様、再應懸合候處、彼是申なし、追々遅く、仕、猶又此度懸合および候處、日本にては漂流歸國之後、刑罰に被處候由、左候得ば是迄扶育之證も無之儀に付、引渡がたく、若し左様之儀被致間敷との證書貴官より被差出候は、引渡可申候。乍去亞墨利加國法にて、當人存寄に任候儀に付、一應糺候上、彌歸國相願候は、引渡可申旨に付、支配向之者、船中え差遣し、右倉藏相糺候處、當春は歸國之志

倉藏歸國
の志なし

も有あり之候へ共ども、其節御請取にも不あひ相成ならず、其後彼國之船にて御國地を所々航海致し候、恐も不おそし、其上是迄久々扶助を受候、恩義も難忘、且最初漂流之節、乗組之内貳人は彼國に残、十三人は支那に罷在候間、右等へも一同相談之上品に寄、追おつて歸國可相願儀も可これあるべくや有あり之哉、一體言語不通と食物には少々差支候得共、船中にては一月銀九ドル之給分を受用いたし、別段辛苦之儀も無之候間、當節は歸國之志、絶て無之旨申出候に付、當春御請取不おんごがめこれあるべき相成ならずは、彼國より不ひき引渡きたさ一故に有あり之、異船にて御國地を乗廻り候ころ、御谷可おんごがめこれあるべき有あり之筋に無な之、久々扶助を受候、恩義難捨段は無な據儀に候へども、漂流之扶育は、相互之事にて、不あつ珍儀、何れにも父母之國え立歸親族にも面會いたし度存寄可たかぞんじよりこれあるべき有あり之筈、と人情之理合得と申論、且歸國之上は御谷筋無おんごがめこれあるべき之は勿論、厚く御仁惠之御所置も可な被な成下一段、役々之者、精々詞を盡し爲まを申聞一候得共、歸國之存念無ここのぞんねんこれなきよし之由に付、不お及お是非其儘差置申候。

王意不貫
願の辯

右は兼て伺濟、并追々被仰渡之次第、厚く相含、一同精々談判評議之上、應接仕、取計候趣、書面之通御坐候。尤御主意之趣、十分に貫兼候、眼目之廉々は、先達て、別紙取調、委細申上置候通、御坐候。且最前之條約を、私共狹め候取計など、其外品々不容易事共、全く口上之趣にて、通辯官之者書取を持、支配向之者迄申出候に付、猶右書付翻譯爲レ致、得と談判之上、此方にては口上にて申談候様申含、役々え通詞相添、彼船え差遣し、答に及び候間、右書類入ニ御覽、條約附録本書其外書類相添、此段申上候。以上。

寅六月

談判委員
苦心

以上によりて見れば、如何に我が談判委員も、身分相應に苦心したか、察せらる。尙ほ漂流人倉藏が日本に歸還を欲せざる一件に就ては、更らに米國側の記事を參酌する必要がある。そは次に掲ぐるであらう。

〔七四〕米艦と日本人

前に掲げたる〔參照 七三〕日本漂流民倉藏に就て、米國側の記事は、左の通りである。

倉藏引渡
請求答辯

提督の下田を發航する數日前、森山榮之助は、數人の官吏と共に、ポーハタンに來り、日本人三八〔倉藏のこと〕を、日本に留置せんことを要めた。提督は之に答へて、若し當人の希望ならば、提督に於ては別段異存は無い。されどそは當人の自由意志によりて定まるものである、且つ日本委員から、當人が日本を去つたことに就て、決して刑罰を加へないと云ふ書付を與へられたしと云うた。加之、彼は難船の厄に罹つたが、神明の冥護によりて、米國の保護に措かれ、當人の望によりて米國船に投じてゐることなれば、米國市民同様の保護と安寧とを享受す可き者である。されば威迫もて、彼を日本に留置することは、斷じて御免を被る旨を告げた。

倉藏退艦
せず

倉藏の日本
官吏畏怖

倉藏米人
間に款待
せらる

日本官吏は曰く、當人が日本に滞在するが爲めに、決して何等の不幸を見るが如き虞はない。而して決して當人が何等檢束せらるゝことなき保障を、悦んで與へる。併しながら是非彼を見んことを希ひつつある友達の許に、速に彼を還らしめんことを許されたしと要めた。此に於て三八(倉藏)は呼び出された。されど日本官吏の雄辯も、説諭も、到底彼をして此船を去る能はざらしめた。實を云へば艦隊の日本滞在中、彼は未だ曾て其の一身の獨立と安全とを自覺したる様には見えなかつた。其の上長の前に於て、戦々競々たる臆病なる長き習慣は、日本官吏と會見して、只管ら恐怖心を起さしむる以外に、何等の感情をも生ぜしめなかつた。

彼は日本官吏を見て、乍ち土下坐した。但だ提督附參謀ペントが、合衆國旗を掲げたる、合衆國軍艦の甲板上に於て、斯る見苦しき様は宜しくない。速に起立せよと命じたから、漸くにして立つた。三八(倉藏)は水夫仲間、其の善良なる性質の爲めに、受けが善かつた。何れもが彼の不幸に同情した。中にも

倉藏朋友
皆歸國を
欲せず

一青年米
國に渡る

水兵のゴブルと云ふ信心者は、特別に彼を可愛ゆがつた。彼は三八の聰明と温順なる稟性に於て、宗教的教養を施さば、必ず善果を齎らす可きを見出し、彼が唯だ立派なる英語を解する者となるばかりでなく、神妙なる信徒たらしめんと希望した。斯くて三八(倉藏)はミシシッピーにて合衆國に來り、ゴブルと共に、同人の家産を所持する紐育の田舎に、協同生活をした。

將たカリフォルニアの沿岸にて、救濟せられたる數多の日本人は、本國へ連れ還る可く、上海まで伴はれた。されど何れも恐怖して、日本に赴くを欲せず、只だ三八(倉藏)一人のみ身震ひしつゝも、漸く日本に赴く艦隊に伴はるることとなつた。然も彼亦た上に記したる如く、日本に留るを肯じなかつた。

尙ほミシシッピーの支那に還り米國に歸航せんとするに際し、一人の日本青年は、伴はれて合衆國に赴かんことを請うた。而して彼の願は聞き入れられた。此の青年は提督の保護の下に措かれてある。彼は新知識を熱心に獲得す可く、大なる聰明を表示しつゝある。若し彼が今日に於て豫期する如く、日本に歸るの時

青年
合なる

節到來せば、彼は必らず合衆國に就て得たる少からざる知識を携へ還るであらう。

以上は「合衆國艦隊遠征記事」中より抄出したるもの。而して此の日本青年が、何人であるかは、之を詳にするを得ない。惟ふに彼理提督は、若し日本の國法が禁せざれば、吉田松陰なども、伴ひて米國に至るを、決して拒まなかつたであらう。但だ下田に於ては、日本との修交が、專要の目的であつたから、その妨げとなる可き事柄は、一切避けてゐた故に、松陰の志は、諒とせられつゝも、遂ひに其請を拒絶せらるゝの已むを得ざるに至つたのだ。之を思へば、提督に伴れて米國に赴きたる日本青年は、寔とに仕合者と云はねばならぬ。知らず彼は何人ぞ。

【七五】 彼理提督の歸國

船中離扶
の宴

森山の切
腹説明

彼理提督は、旗艦をポーハタンから、ミシシッピに移し、二隻の蒸氣船は、下田の出口に位置を換へ、何時でも出帆出来る用意をした。當日森山榮之助は、二三の官吏と共に、告別の爲めに來り、博物標本などを土産として携へ贈つた。船室にて離宴は催され、和氣雍々の中に、離情は叙せられた。而して閑談の際、或る士官が、下田にて購ひたる磔刑の圖を森山に示して、其の説明を求めた。森山は此圖は芝居の繪にて實際の事を描いたものではない。日本では弑逆の罪人だけは、磔刑に處せらるゝが、一般の殺人罪を犯したる者は、斬首の刑に處せらるゝ旨を語つた。更らに切腹は如何と問はれたるに、森山は現に長崎に於て、彼の同僚の一人が、彼の目前に於て、之を行つたと答へた。提督は果して然らば一八〇八年英國の艦長ベルリュが、長崎に來りたる後、長崎奉行は切腹したと云ふが事實なりやと問うた。森山は奉行のみならず、二人の高官十

出發準備
全く成る

人の屬官も、之に倣うたと答へた。斯くて日本人達は、良や久しく離談の後、綿々たる離情を叙して陸上に還り去つた。

船は何時でも出發の準備が出来た。サウザムブトンは、六月廿日に火山灣（北海道室蘭灣か）から還り來つた。而して其の積載したる石炭を蒸氣船に積み換へた。廿一日にはマセドニアンが到着した。而して數個月下田に碇泊したる貯藏船サツプライ、旗艦ミシシッピー、及びポーハダン、此にて艦隊は全く揃うて、何れも外港に位置を定め、其の發航の期を待つた。斯くて豫て協定したる一人の港務官と三人の水先案内者とを選任する件に付き、愈よ其の約定書が認められ、下田奉行代黒川嘉兵衛の名が署印せられた。而して英語及び和蘭語に譯せられたる其の書付が下田なる日本官吏の手に留め残された。

下田の役人が選任したる港務官と三人の水先案内者は、其の認定を要する爲め、提督に面謁した。提督は之を承認する徴として港務官に小望遠鏡を與へ、それを望樓に据付、交代の際には、其の續任者に渡す可く申聞けた。而して三人の

港務官及
水先案内
認定

水先案内者には外套と、小なる米國旗二旒宛を與へ、米國船の入港に際しては、此旗を建て、案内す可き旨を申聞けた。而して測量者が、暗礁や、浮標や、岬やに、標旗を建てたるをば、日本官憲は、何やら占領の標識とでも思ひ做して、異議を唱へたから、其の望み通りに小なる白と黒との縞筋ある旗と取り代ふることに交譲した。

艦隊出發

一八五四年六月二十八日、艦隊は愈よ下田を出發した。但だ南風の爲めに、マセドニアンとサツプライとは、風位の轉ずる迄安全所に假泊した。斯くて二蒸氣船ミシシッピー、ポーハタンは、一八五四年七月一日那覇港に入つた。而して其の十一日に大概に於て、神奈川條約及び下田に於ける附録條約と、殆んど同一なる、食料、薪水、及び歩行自由等に關する條約を、琉球官憲との間に締結し、十四日には琉球の諸役人を饗應し、十七日には那覇港を發して、提督は直ちに香港に赴いた。

彼理歸國

香港には既に本國の海軍省からの提督の書簡に對する指令が到着してゐた。そ

れには便船びんせんによるも、ミシシッピミシシッピにて歸國きこくするも、提督ていとくの隨意ずいゐに任ずるとのことであつた。提督ていとくはアポットアポットに艦隊司令權かんたいしやうけんを委ね、其の副官ふくわんとともに英國郵船えいこくゆうせんヒンドスタンヒンドスタンに搭たふじ、合衆國がしゅうこくを去りて二年二個月にんにかげつ目の一千八百五十五年一月十二日紐育にゅぎょくに歸著きやくした。而して同年三月二十三日、旗艦きかんミシシッピミシシッピはブルックリンの鎮守府ちんしゆふに著ちやくしたから、其の翌日よくじつ彼は再び旗艦きかんに坐乗ざじやうし、正式せいしきに提督ていとく旗きを引き卸おろした。此かくの如ごとくして彼かれの日本遠征にほんえんせいは、其の終はつしを首尾しゆび克よくく告つげた。

米艦歸帆

彼理暇乞
漂流日本
人再渡米
を欲す

廿六日、嘉永七年五月、ヘルリ全快之由にて何卒告別なほつひに参り、皆々面會致し度旨にて、上陸いたし候に付、役々皆々了仙寺りやうせんじへ参り、ヘルリ江一通り之酒肴等差出し候處、皆々丁寧ていじんに挨拶暇乞いたし歸り申候。此日榮之助えいのすけよりホットメン江相談し、日本漂流一人船にっぽんひうりゅうひとりせんに罷在候を、何卒返し吳度候旨申聞候處、ホットメン申候は、其儀は何れ明日船へ参り談じ吳候様致し度旨申候。
廿七日、信次郎のぶじらう榮之助船へ遣し、漂流之事ホットメンへ申談じ候處、漂流之量見次第りやうのりやうけんしだいに候間、當人江御聞被下度旨申候に付、當人江申聞候處、其者何分歸り候事を不な好、又々亞墨利加へ参り度申候に

夷船港口
を出づ

付、種々申諭候得共、何分承知不な致候間、其儘に致し置候。ホットメン申候は、此者は從來教へ無くして成長いたし候に付、何分理合も相分り兼候に付、強て難がた返候段申聞候故、無な據其儘拾置候。此日ヘルリより、彼方食糧之パンパンを一箱被二相贈一候。
廿八日、寶福寺へ皆々會集にて萬端評議致し、全く相終り申候。夷船明日出帆之由に而、蒸氣船二艘軍船二艘港口迄出し、沖掛りと相成候。
廿九日、風烈に而夷船滯泊、明朝出帆之旨申出候。今朝井戸對馬守出立致候。大學頭始皆々寶福寺へ會集如レ例に候。
六月朔日、林大學頭出立致候。柿崎村へ参り候節、夷船四艘追々帆を揚たげ、蒸氣は煙を發し、港口を出申候。
二日、殘居候軍船一艘出帆いたし候。鵜殿民部少輔、竹内清太郎等出立。引續き伊澤、都筑等皆々出立いたし候。(最夷應接録)

第十三章 阿部正弘の辭表提出問題

〔七六〕 阿部正弘の内願書

正弘謹儀

話頭元へ返る。抑も彼理の再度—安政元年正月—江戸灣に入るや、上下震懼成す所を知らず、而して漸く神奈川條約の締結となり、而して下田に去り、下田より、箱館に赴き、箱館より更らに下田に來り、下田にて其の附録條約を議定し、六月朔日三艘、同二日二艘下田を去つた顛末は既記の通りだ。然るに當時老中筆頭たる阿部正弘は、安政六年四月十日もて、中心安せざる所ありとて、左の如く、其の同列にして、海防掛たる牧野忠雅に當て、左の書を添て、内願書を差出し、謹儀して、其の罷免を待つことゝした。

内願書添

然ば小生儀、今日は頭痛眩暈にて、難儀仕、何分押ても登城難仕御坐候間、無據不參仕候。宜敷御含置可被成下候。御用多之處、度々相引、

總引立を要

何共恐入存候。然ば私内願之趣、先達て先づ及御内話一書取も懸御目一候處、段々御示教被下厚忝奉存、再三愚考仕候得共、先達ても申述候通りに御座候間、何分此儘重き御役儀相動罷在候儀、深く奉恐入一候に付、亞米利加船下田退帆候はば、早々内願書可差出存居候處、右船彌平穩にて、最早異變も有之間敷、只々日を重候のみにて、此上退帆の模様も駈と相分不申、魯西亞船も長崎へ又々渡來有之候處、去月廿九日退帆は致候得共、右様東西へ追々渡來之儀、誠以不不易御時節、總躰之土氣、格別に御引立、並諸事追々御改革無御座候ては、不相成御時勢に御座候。然る處、別紙に申上候如く不行届之私儀、此儘罷在候ては、第一諸向憤發之機無覺束、海防を始御取締向等、御手後に相成可申事に付、各様不二ト方一御心配中相引候は甚以不本意至極之限にて、重々心痛仕候へ共、前文之次第に付、不得止事一日も早く退職仕候方と奉存候間、今日より恐入、登城不仕相儀罷在候。何

第十三章 七六 阿部正弘の内願書

三八七

卒内願の通御聞濟相成候様、偏宜御執成奉願上候。御用多之御中、種々の儀申上、御心配をかけ、吳々恐縮之至御座候得共、何分難ニ默止一申上候間、左様御承知萬々宜御頼申候。

四月十日(安政元年)

阿部伊勢守

尚以先達て懸ニ御目一候内願書之儀は、其節申上候通り、二月廿六日相認置候書面に付、其儘差出候儀に御座候間、御含宜御申上可被下候。

而して彼の所謂内願書なるものは、實に左の通りである。

内願書

内願書本文

私儀、不奉ニ存寄一重々御役被ニ仰付一別段之勤功も無レ之候處、度々莫大之御恩賞被ニ成下、御先代様(家慶)より引續、當上様格別之奉蒙ニ御寵遇一候段冥加至極難レ有仕合奉存候。然る處、近來異國船之儀に付、兩上様古

武備不整
權宜處置
の責任

今未曾有之御心配被レ遊候儀出來仕、重々奉ニ恐入一候。尤時勢不レ得ニ止事一儀に御座候得共、昨今俄に相知れ候事柄にも無レ之、弘化元年和蘭陀使節船長崎へ渡來、其頃より追々異船相見へ、殊に一昨年秋、咬啮吧都督より新加必丹差向候始末等勘考仕候得ば、此度異船渡來一條も豫め相知れ候事に御座候。就ては兼て御武備相整、海岸防禦筋行届候様取計可申處、御備向未だ御全備不ニ相成、諸向共武備相整不申、無レ據應接方萬端穩便之御取扱に相成、權宜之御處置とは乍レ申、追々御國法相崩れ、御國辱に相成候段、乍レ不レ及私儀結構被ニ召仕、各様之御筆頭に罷在候得ば、全私不行届之故と重々奉ニ恐入一候。此上精勤仕、粉骨碎身御國恩を可奉報は、勿論之儀に御座候得共、何分奉對上心中奉ニ恐入一候は不レ及申、諸藩へ對し、面目を失ひ、此儘相動罷在候ては、公邊御處置に於ても、自然御手緩之様に相見申候。依レ之最早異船退帆も致候事故、今日より登城不仕、恐入相慎罷在候間、引續御役御免

加封返還

被_レ成_レ下_一候様奉_レ願_レ度奉_レ存_レ候。就_テは去々子年（嘉永五年）被_レ成_レ下_一候御加増一萬石其儘頂戴仕居候ては、心底不安奉_レ存_レ候間、重々奉_レ恐_レ入_一候得共、寸志迄に奉_レ差_レ上_一度、是又奉_レ願_レ候。尤御役御免被_レ仰_レ付_一候上、身分相應の海防御用被_レ仰_レ付_一候へば、誠以難_レ有_レ仕_レ合奉_レ存_レ候。右様にも相成候儀に御座候へば、責_テは是迄之御厚恩萬分の一も奉_レ報_レ度心底に御座候間、各様御談之上、不_レ容易_一御時節柄に付、内願之通、早々御聞濟相成候様、偏に御執成奉_レ願_レ候。以上。

二月二十六日

内願動機

以上の内願書は、果して如何なる動機もて差出したる乎。阿部正弘は政治家だ。果して其の動機は、文面通りの單純なる責任觀念からであつた乎、否乎。多少の商量を要す可きは勿論であらう。

【七七】阿部辭表提出の動機

松平乗全等の隠謀

抑も阿部正弘が、此の如く自から効して、辭職を請ふに至つたのは、果して其の内願書通りの意味であつた乎、將_レ別_レに深く思ふ所あつた乎。「安政紀事に」曰く、

井伊直弼策應

此頃老中松平泉州（和泉守乗全）松平賀州（伊賀守忠固）等、其黨小人と謀りて、水戸前納言（齊昭）を忌憚ること甚しく、納言の出るは、もと阿部勢州によるを以て、先勢州を除き、併せて水戸を退んと欲す。内藤駿河守奔走周旋して、溜詰諸侯に結び、井伊（直弼）等之に應じ、前納言の登營は、國家の利に非るを以て、他人を動かし、藤堂和泉守と共に、書を將軍に上りて之を論ず。側衆本郷丹後守に托す。丹後認まるまねして之を勢州に呈す。勢州之を得て敢發せず。事是に由て行はれず。是賀州、泉州が、井伊に結ぶ所以にして、本郷が井伊にくまる、始めなり。井伊（直弼）は庶子にして、兄直亮

正弘諸有
司を試む

の爲に養はれ、世子となり、嘉永三年十一月封を繼ぎ、世襲溜詰にして、去年（嘉永六年）六月召して江戸に在、其意専ら老中等に迎合して、水戸を排し、元老の職を得んと欲す。且先京師守護の任に當りて、祖先の舊規に復せんと謀れり。故に此命あり。十日阿部勢州既に同僚忌嫉者あるを知り、自退て以て諸有司の從違を試んとす。書を上て自ら劾し、老中の上首に居て、外國の處分を誤り、國辱を取て、以て職を罷んと請ふ。ゆるさず。勢州は天保十四年九月寺社奉行より擢て、老中となり、是に至て十有三年當時の諸有司其の薦達する所、幕府尤人物多しと稱す。職を辭するに及んで、皆其去を惜み、懇留せざる者なし。勢州亦強て請はず。乃命じて禁裏造營の總司となる。因て出で、事を視る。

乘全隠謀
の實否

とある。然も松平和泉守は、阿部の辭職を再考せしむ可く、骨折りたる一人だ。彼は阿部の老臣齋藤貞兵衛に示し、其の内意を申含めてゐる。今も同人の手控を見れば、

一 御備御充實に無之は、伊勢守様御一人之御儀には無之、御一同御評議の上之事故、御一人の御不行届と申譯は無之。

と云ひ、又た、

明日にも御出勤被遊候様被成度

と云ふてゐる。「懷舊紀事」彼は阿部と親戚の間柄であれば、まさか阿部を排斥する黨類の一人と云ふ程ではなかつたかも知れない。但だ彼及び松平忠固が、安政二年八月に至りて老中を罷められたるを見れば、或は阿部排斥の陰謀者中に算す可きに似たりとも云ふ可き歟。そは何れにしても、彼等二人が最も水戸齊昭と相容れなかつたことは、齊昭が安政二年六月三十日付にて、「新伊勢物語拾遺」

井伊直弼
隠謀

要するに此の兩人は、溜間詰大名の意見を代表するものにして、溜間詰大名中にては、井伊直弼の如きが、最も書信を松平乗全に送りて、其の意見を陳じたりと云へば（井伊大老と開港）其間に何かの消息の存したることは殆んど疑を

容れまいかと思はるゝ。

藤田東湖談話筆記に云ふ、

井伊は老公（齊昭）と福山侯（阿部）を退け、自分大老の職にすはり、擬老公の御跡へ松平參河守殿（津山藩主松平齊民）を据ゆる密議あり。藤堂など其應援となり、内藤駿河守其謀主にて、曾て井伊より呈書を認め、御直御覽に入るゝ様、本郷丹後へ託したるに、本郷もとばけたる態をなせしが、其書を福山（阿部）に呈せし由。福山にて何の心なく披見せられしかば、右の論故、老公（齊昭）の御耳に達せざる内取捨たる由。（阿部正弘事蹟）

何れにしても賢明なる阿部は、其の中心果して幕閣を去るを欲した乎、否乎は、姑らく疑問とするも、一應は其の辭表を提出して、自己の信任投票を上下に試みるの必要を感じ、此舉に出でたるものと見る可きであらう。兎にも角にも、何處にか惡氣流の浮動しつゝあつたことは、間違あるまい。

正弘信任投票を試む

【七八】阿部正弘出勤す

正弘目的を達す

若し阿部の辭職が、信任投票でありとしたならば、彼は正しく其の目的を達した。そは如何に陰謀が彼の周邊に企てられ、且つ行はれんとしつゝありたるも、當時彼は殆んど無くてはならぬ一人男であつたからだ。當時の將軍家定は、極めて凡間の主であつたが、然も彼さへも阿部の尤も信頼す可きを熟知してゐた。

御同列様（老中共）方御評議には御差出被成候御趣意（参照一七六）御尤には、候へ共伊勢守様御一人御不行届と申には無之、御同列様何事も御相談之上の事、且時勢無餘儀一次第にて、應接等も御權宜之御處置に相成候事。去ば迎御同列様切之被仰進にては、迎も御出勤之儀御承知も有之間敷。又達上聞候ても如何様之御沙汰に相成可申哉と甚御心配被成候へ共、得と被仰合、御書取の儘、和泉守様（松平乘全）より被達上聞候處、御認め

將軍仰せ出し

將軍痛心

御文中恐入御儀と申儀如何之事に候哉、何ぞ仔細にても有レ之事哉と、誠に御驚き被遊候御様子にて、御尋に付、委細之譯、猶和泉守様より被仰上候處、夫は伊勢守一人の不行届と申には無レ之、時勢無餘儀一次第に被思召、御儀に不レ及事。其上唯今相引候ては、おれが困るから、能々其趣を爲ニ申聞、不快にても押て早々出勤いたし候様、御同列様被仰合候様にと、厚き御沙汰に付、早々御出勤被成候様取計可ニ申上、尤是にても御承知不レ被成候は、自然若御年寄様上使にても可レ被仰付、左候ては越前守様御時分御同様に相成、(案するに先年水野忠邦再任の際、阿部は廟議定見なしとて引入つた。其際將軍家慶は若年寄を上使として、強ひて出勤せしめた)御委も不レ宜と、和泉守様には被思召一候。此處得と申上候様、上意には無レ之候得共、只今異船一條且禁裏炎上に付ては、御引被成候節は、自然局中不レ穩事に可ニ相成、是等深く御痛心被成候。(懷舊紀事)

以上は阿部正弘の同列、松平和泉守乗全が阿部の老臣齋藤貞兵衛を召して語り

正弘返答

たるを、同人の手記したるもの。而して之に就て、阿部は左の通り齋藤を以て、口上にて返答した。

正弘再出

上意の趣、心魂に被徹恐入難有仕合に思召候。此上は書面差出候儀には御座候得共、明日より出勤可仕、乍去書面申上候儀、且御改革筋之儀は、猶御出勤之上、御相談も可レ被成、此段御承知被下度。(同上)

右の文句は、齋藤の手記なれば阿部に對して敬語を用ひてゐるのは當然だ。而して阿部が幕政改革を條件として、出勤するととなりたるも、此にて分明だ。尙ほ阿部が出勤することとなりたれど、阿部と同様海防掛である牧野忠雅も一阿部の内願書に對して、阿部が引入れば、自分も其儘では濟ないとて引入りたる——出勤することとなりたるは、云ふ迄もない。

尙ほ此の願末に就ては、阿部は左の如く水戸齊昭に通告してゐる。

一筆奉ニ申上候、寒暖不同に御座候得共、益御機嫌能、恐悦奉ニ存上候。然ば私儀御役御免内願の書取先達て御内々申上候處、以ニ御

正弘齊昭
奇願末報

出勤命令

書中一段々御懇篤被仰下、深難有奉存候得共、其後段々勘考も致し候處、何分是迄不行届の處奉入一心不安御座候付、異船退帆候へば早速同列へ可申出存居候處、異船滞留數日相成候得共、此節は下田港へ退き、平穩にて異狀も無之に付、便々と登城仕候も深く奉入候間、一昨日右書取同列へ差出申候。右に付其旨尊所様へ可申上處、先達て中より實病胸痛にて、難儀も仕、彼是取紛、甚延引失敬の至命有之、如何共致方無之、違背難仕恐入難有奉畏候旨、及御請一候。乍去此後の形勢如何可相成一哉。上意に甘へ出勤仕候ても、善後の策、中々不才の私不行届、益背君恩一候儀、恐懼之至候得共、重き上意難黙止、出勤不仕候ては不相成場に相成、彼是不都合之儀候得共、不取取此段申上置候。謹言。

四月十二日(安政元年)

正弘禁裏御事奉行御命

尙々申上候。今般は京地御炎上、誠以恐入候次第奉入候。又又右に付ても莫大の御入用、兼兼御承知被遊候。御勝手御操合の向實に心痛寢食を不安奉存上候。如何成御時節歎と長歎息仕候計、萬々御推察可被下候。以上。

此の如くして阿部は四月十六日禁裏御所向御作事總奉行可相勤旨、將軍家定親しく諭示した。惟ふに阿部の地位は、此の辭表一件よりして、寧ろ愈々鞏固を加ふるに至つたものであらう。

阿部正弘辭職聽許せられず

日米條約に關しては政府の内外に異論多く、正弘或は意の如くならざるものあり。自ら省みて安んぜず、且つ政務多端の爲に精神を過勞せしめ、憂患一身に集まる。此際又反對派の陰謀を知りて轉た決意する所あり。密に辭職の意を開僚牧野忠雅に告げ又重臣に謀りて曰く「今日の都合益々勵精して職責を盡し、斃れて而して後に止まんことは臣子の本分なりと雖も、外事意の如くならず、天下に對し何の面目ありてか依然として此重職に居るべけんや。政府に於ても首席の老中一人を貶黜

正弘辭意決す

第十三章 七八 阿部正弘出勤す

正弘重臣亦引退を勸む

辭表を閣僚に送る

皇宮炎上

せば則ち人心一新し、武備を整ふるの機となることあらん。且つや今後各國人相踵ぎて渡來せば、早晩開戦に及ぶことあらん。然るときは我が藩力を盡して今日の恥辱を雪がんと欲す」と。重臣亦其意を諒とし、其引退を賛成し、切に之を勸む。日米條約調印既了り、米艦神奈川を去るの後、四月十日、正弘書を閣僚次席牧野忠雅に與へて「今や外船一たび退去すと雖も、容易ならざる時勢、人心を振起し、政事を改革せざるべからず。然るに不肖此重任を負ふに堪へざるを以て辭職を請ふ」と述べ、別に二月二十六日を以て書したる辭表を閣僚に送る。其大意に曰く「異船渡來は昨今俄に知られたる事にあらず。弘化元年和蘭使節渡來の頃より類に顯れ、殊に前々年爪哇總督より新に加必丹を選みて長崎に遣したる始末等に由りて考ふれば、今回の異船渡來も豫め知り得たる事なり。乃ち前々より武備を整へ、海防の手段を盡すべかりしに、然るを得ざる事情あり。已むなく平和の處置に出で、國法を損じ、國辱となりたるは全く廟堂の首席に在る不肖正弘の罪にして深く恐懼に堪へざる所なり。若し依然職に在りては、諸藩に對し威信を失ひ、政府の處置緩漫の如く見ゆるを以て辭職を許されんことを請ひ、併せて先年加増の一萬石を還納せんことを請ふ。尙ほ免職の後ば應分の海防事務擔當を命ぜらるゝに於ては誠に大幸なり」と。牧野乃ち正弘の辭を政府に呈して曰く「伊勢守にして自ら罪を引き職を辭すること此の如くんば忠雅も亦退かざるべからず」と。因て其意を申陳して出仕せず。閣僚多く正弘の情願を許さざらんとす。徳川齊昭亦切に之を止む。然るに恰も此日忽ち京都所司代より飛報あり、曰く、去る六日皇宮火あり。主上下加茂に遷幸あらせらる。衆愕然たり。因て正弘の辭職益々難からんとす。此夜、閣僚松平乗全（正弘と親戚の關係あり）急に正弘の老臣を召びて其主君の辭意を翻さんことを勸めしめ、翌朝正弘辭職の事を大將軍家定に

正弘再出仕
皇宮造營總裁となる

正弘眞意

稟申せしに、家定大に驚き、辭表中恐懼謹慎とは何故ぞやと問ふ。乗全答ふるに事外國の處置に關するを以てす。家定曰く「是れ伊勢一人の過誤にあらず。時勢已むを得ざる所なれば責を引くに及ばず。且つ今退きては予甚だ困却す。同僚宜く協議して其出仕を促すべし」と。此日、皇宮火災の詳報再び達す。是に於て閣僚皆正弘の出仕を促して止まず。曰く「今者禁闕變あり、上下恐悚す。此際臣子の分として公事に執掌すべし。豈に恣に退罷するの時ならんや」と。大將軍の命を傳へて其出仕を促す。是に至りて正弘遂に辭することを得ず。十三日復た出で、事を視る。尋で牧野も亦出づ。十六日大將軍親しく正弘に命ずるに皇宮造營總裁を以てす。正弘感泣して退きて曰く「不肖老中の首席に居り、外國に對して國法在ぐるの責逃るべからず。然るに今其罪を問はれざるのみならず、反て此大命を受く。豈に敢て努力して事に従はざるを得んや」と。是よりの後復た罷免を請はず。其留任を乗全に答報するの書に於て政務改革の意をも洩したり。

此時正弘が退罷せんとしたるは、表面外事に關して責を引くと言ふにありたれども、其裏面は政府の内外に陰謀を企つる者ありたるに原由するが如し。當時の閣員は正弘及び牧野忠雅、松平乗全、松平忠固、久世廣周、内藤信親の六人にして、閣員中固より一人として才能徳望正弘に及ぶものなく、機務一として正弘に決せざるはなし。是に於てか其權勢を嫉妬する者之を排擠せんとす。蓋し松平乗全の如き亦苟に其陰謀に加はりたる一人にして正弘亦既に已に之を察知したるならん。辭表呈出の日其家臣が乗全の招きによりて其邸に赴き内意を受けて歸りたるときも、正弘極めて冷淡の態度を以て之に接したるを以て之を想像するに難からず。顧ふに正弘辭表呈出の時、乗全大將軍に謁して辭職の允許を稟請したれども、大將軍は之に聽許を與へざりしより、俄に翻りて留任を勸め

【七九】米使江戸内海退去と幕府の態度

幕閣蘇生の思ひ

幕閣は唯だ平穩無事を旨とした。彼等は唯だ其日暮らしの事に趁れて、遠大の政策を行ふに違なかつた。(參照 三三)されば彼理提督の艦隊が、神奈川を去りて下田に入るや、殆んど一息をついた。極言すれば蘇生の思をした。或人の書牘に、「米船滯留中は、諸御役人方、何れも色を失ひ、倉惶奔走人心地なき有様に見受たりしが、去る三日(安政元年三月)頃より、稍々平穩の趣きにて、段々顔色も相直り、人心地も付候様子、其臆病言語同斷の事共に御座候。かれが命掛にて乗入り候夷人と敵對候義は所詮出來がたき模様

米艦退去後の解

水戸前中納言殿(齊昭)のみ、いか程存込宜敷候共、營中形の如くの様子にては、畢竟致され方も無之義と推察仕候。實此度の有様太平の餘澤とは乍レ申、痛嘆に不堪事共に御座候」とあるは、此時の實狀を想見するに足るべし。(安政紀事)

惟ふに正しく此通りであつたであらう。而して四月九日に至りては、海防掛月番牧野忠雅の名もて、大小目付に、左の書付を相渡した。

此度渡來の亞米利加船、内海退帆致候。然る處、右滯船中、彼是自儘之所業等有之候より、意外之兵端を開候儀も難計候に付、夫々御固被仰付一候得共、船軍之御備も未だ御整に不ニ相成一折柄、無ニ餘儀一平穩之御處置に被成置、彼方志願之内、漂民撫恤並航海來往之砌、薪水食料石炭等船中關乏の品々被下度との儀、御開届相成候處、場所御取極無之候得ば、何國の浦方へも勝手に渡來不取締に付、豆州下田港、松前の箱館に於て被下候積に候。當今不ニ容易一御時節に付、兼て被仰出も有之候通、

幕閣無定
見の證左

竊給耳
の政策

質素節儉を相守、此上水陸の軍事、一際相勵、若し非常之儀も有之候は、速に本邦之御武威相立候様可被心懸一候。右之通、早々可被相觸一候。

此の觸書は、一面から見れば、如何にも質素節儉、武備振興の爲めである様に思はるゝが、然も其實は幕府が優柔不斷の本色を暴露したるものにして、開鎖の政策に付何等確乎たる定見なきを證する鐵案と云ふも、過言であるまい。更らに打割りて云へば、幕吏は中心鎖國の不可能を知り、攘夷の不可能を知りつても、其の所信を公言するに憚り、外は世間體を取り繕うて世間並の言辭を弄し、而して此れが爲めに自繩自縛の已む可らざるに至つたのだ。

若し當時幕府に大政治家ありて、開國の通理を中外に昭にし、之を以て天下の人心を指導し、之を以て朝廷に申明し、之を以て大名其他を開諭したらんには、幕府の末路も、今少しく奇麗なる最期を遂ぐ可きであつたが、其の政策は唯だ鈴を竊んで耳を掩ふに止まり、腹に開港、口に攘夷。その爲めに却て

正弘の功績

井伊氏への命令

倒幕策士の爲めに、其の虚隙に乗せらるゝの已むなきに至つたのは、實に遺憾千萬の事と云はねばならぬ。

されど此の危機に處して、阿部正弘が、能く大局を支持し、兎も角も舉國一致の姿もて、此の難關を切り抜けんとしたるは、良とに其の苦心を諒とす可きものがある。而して彼は幕府の爲めに人材を養成し、或は海軍を興し、或は講武所を起し、或は船艦を和蘭に購ひ、或は造船に、或は製礮に、それぞれ其力を竭したのは、必らずしも彼一人の力のみと云はざるも、亦た概ね彼の執政時代に在りと云はねばならぬ。

尙ほ四月九日、井伊直弼に、左の命令書を與へた。

一 近來異國船度々近海へ渡來に付、追々内海御警衛向、御改革有之候處、江戸近海而已にも無之、京都表御警衛之筋之儀も、彌御大切被爲思召一候。然處其方家之儀は、前々より京都不虞之御守護、被相心得居一候儀に付、猶此上御守護筋之儀、一際手厚に可被相心得一候。依之羽田大森差

置候御警衛は、御免被成候。御先手之儀は勿論、非常出張之節は、其節之時宜次第被仰付候儀も可有之候事。

井伊素志
を遂ぐ

而して同日松平阿波守(齊裕)をして、井伊に代りて、内海を守らしむることとした。元來井伊は内海の守備を不服として、京都守護の方に轉ず可く、頗る運動した。而して此に至りて始めて其志を達した。然も京都の守護は、當時朝廷に於て屢ば憂慮あらせられたる所にして、是亦た當時に於ては、止む可からざるものがあつた。

第十四章 安政皇宮造營及び京都の形勢

【八〇】京畿の警備

天皇宸念

安政元年の御製に曰く、

朝ゆふに民安かれとおもふ身のこゝろにかゝる異くにのふね

(孝明天皇紀)

と、此れが孝明天皇の御心中を、その儘描き出したるものであらう。朝廷に於ては、只管ら外船の來ることをのみ憂慮あらせられた。即ち安政元年二月九日には、外患を伊勢神宮に祈禱し給うた。

外患御祈

近日夷類渡來、兵端を開くの聞へ無しと雖も、宸襟安からず、速に夷類退帆降伏、國家安全の御祈、一七箇日、丹誠を抽んず可きの旨、早く神宮に下知せしむ可く仰せ下さる。(壬生輔世記)

所司代の
外船退
上申

而して二月十三日(安政元年)外患に就て、近畿警備の模様を、京都所司代に問せ給うた。當時幕府は、外船の進退に就ては、逐一之を所司代を以て、上申し参らせた。即ち左の通りだ。

正月廿三日 癸亥、昨日從ニ淡路守(脇坂安宅)申來。

此度亞墨利加船、浦賀表へ渡來致し候得共、穩之趣にも有レ之候間、諸向動搖不致、火之元等別而入念候様、向々へ被ニ相達一候旨、年寄共より申來候間、爲ニ御心得一申進候事。

廿八日 戊辰從ニ淡路守一申來。

長崎表へ渡來候魯西亞船去る八日平穩に退帆致し候旨、注進有レ之候由、年寄共より申越候間、此段爲ニ御心得一申進候事。(俊明卿記)

近畿警備
警告

斯くて二月十三日に至り、左の如く所司代脇坂安宅に諭した。異國船之儀、先平穩之趣に候得共、舊冬及ニ御内談一候通、異情難測儀に候得ば、萬一京地最寄之海岸へ不意に入船致し候ては、實に當地不安之儀

公卿評議

に有レ之、右に付、御備方之儀御問合申入置候處、今以何等之御返答無レ之、唯々心配之事に有レ之候。關東差向御繁多之時節には可レ有レ之候得共、何卒畿内近海防禦等、夫々之御模様、早々相分候様、御勘考有レ之度、再應之儀には候得共、及ニ御内談一候事。(俊明卿記)

此の如く京畿の防禦に付き、幕府に向て警告を發してゐる。尙ほ武家傳奏東坊城聽長は、左の如く記してゐる。

二月十四日巳刻頃關白殿(鷹司政通)に參る。追々來會、右大將(廣橋基豐)橋本前大納言(實久)予(東坊城聽長)萬里小路中納言(正房)等也。直に出逢しめ給ふ。仰せに云く、昨日所司代、附武士を以て伺ひ申す。異國船渡來に付、京都警衛の事、先日關東に仰せ下さる。何程の思召哉、内々伺申間、譜代武士然る可く、其上尾州或は彦根の類、總督と爲す者然る可き哉。外様大國武士其の望を爲すと雖も、然る可らざるの旨、答へ給ふの旨也。一同譜代然る可きの旨、同心し了る。其の子細は、外様を近けらるゝの時は、自然將軍の

宣旨を申し乞の恐之れ有るもの歟。外夷猪夏の隙に乗ずるの聞へ、之れ無きにしも非らざるが故也。又た關東に於て、大砲を以て打ち拂ふに於ては、直ちに南海を廻りて淡路島を取り、攝津に入り、京師に迫るの計、彼國の書に見ゆ。然らば則ち警衛固しと雖も、臨幸の城郭有る可き歟。……一同同心を申す。(聰長卿記)

外寇侵入
の場合評

とある。尙ほ同人の所記に曰く、十九日(二月)、異船入津に付、京都守護藤堂和泉守、松平豊前守申し付けらる。其餘畿内大名所司代催ふす可く申し渡さるゝの由、水戸前中納言(齊昭)内々言上の旨、關白殿(鷹司政通)一封を以て、内々示さる。……右大將(廣幡基豊)來り談す。亞墨利加船浦賀に在りと雖も、自然若州の浦に廻る可きも量る可らず。若州、京師其間十里に滿たず、甚だ恐る可き也。萬一の時、御立退有る可きの旨、所司代之を申すの間、其の心得然る可く、關白殿命せらるゝの間、示談す可きの旨命せられ、直ちに參内、大略の處、一紙に注し了

る。(聰長卿記)

京都に於ては、警備は勿論、萬一の際には、御遷幸あらせらる可き場所さへも、それ〴〵評定したるものと思はるゝ。

【八一】 僧兵使用の建議

淺野長祚
等意見書

京都の警備は、主上を始め、奉り、公家一般の最も關心したる所にして、いざとなれば御遷幸の準備までしたる程であつた。而して當時京都町奉行淺野中務少輔長祚、岡部備後守豊常が、所司代脇坂淡路守安宅に答へたる意見書は、實に左の通りであつた。

夷賊萬一近海を騒がし候場合に相成候はゞ、今上遷幸之御沙汰杯も可レ有之歟に御座候。左候はゞ堂上方總體混雜仕、不容易一騒動に及可レ申歟。

遷幸場所

往古兵亂之節も、時々遷幸等之事有之候得共、徒らに狼狽仕候のみにて、殊に異國より之軍旅に候へば、堅城にても大砲之拒防には相成難く、當時皇居之御築地内にて相防ぎ候も同様之事に御座候。乍去何分御立退之場所定り無之候ては、御安心に無之と申儀にも御座候はゞ、和州吉野江州比叡山杯之内にも有之、是は城郭は無之候とも、險峻之山中に候得ば、大砲等の御防方にも可相成、且本文申上候掃部頭(井伊)和泉守(藤堂)其外和州江州之大小名へ差向遷幸之假皇居御警衛被仰付一候て、其上如何様にも御手當可有之、可成程は御動座無之方人心も鎮安之事に奉存候。就ては掃部頭、和泉守にも江戸内海御固、或は領國に海岸等も有之者共に、十分に人數手當難行届、或は引受御警衛被仰付一候御差略も御六箇敷譯も御座候はゞ、兩本願寺へ、京都之御固被仰付、東西之内一箇寺は皇居之御固請持に被仰付一候ては、如何可有之、古來より我朝にては僧兵を驅り用ひられ候先蹤も有之、東西本願寺儀は僧徒ながら平常旅行之節も帶

本願寺の力を借り

本願寺召募人數

本願寺快諾せ人

刀仕、門徒遠國近國には七萬之餘有之、暮し方も相應に相見え候得ば、無差支御固出來可申哉に被存候。尤右御用に事寄、平日多人數呼集め、或は武家に紛敷仕形、長袖之身分を忘れ、荒俣をのみたしなみ候様に相成候ては、以之外之儀に付、此邊之處は、私共より得と教導致し置、萬一近海へ異船相見候はゞ、兩本願寺門末近國之分、早速觸頭寺より爲ニ相達、本山へ馳參り候様、兼て相達置、猶追々遠國門末をも呼出した候はゞ、大凡東派門末六萬箇寺、西派門末一萬箇寺程も有之候。由(原註、右員數之儀は、兩本山にては、殊之外秘し候故、内探り等仕候大凡之高に御座候。定て少々之相違は御座候事と奉存候。)右從兵等は算外に仕候ても、凡七萬人程之人數は暫時に到著仕候事にて、左候はゞ、皇居之御固めは元より時宜次第、近海へも可被差遣一事と奉存候。右は如何敷申上に御座候得共、諸大名にも此節江戸内海之御固、且は海岸領分之備等にて、御手足り兼之御場合と奉存候。然るに遊手空閑之僧侶

を以て一廉之御固相立候はゞ、可然儀かと奉存、兩本願寺に於ては、定て難有御請可申上候得共、(原註 右は上より被仰付、がたき意味合も御座候はゞ、兩本願寺より爲二相願一候ては如何可有之哉) 夫に付て驕悍之心を生じ候段を心配仕候まゝ、態々御内意之趣を申含置、後來不法之事を生じ不申様相定め置不申候はでは不相成と奉存候。彌右之通にも相成候はゞ、皇居御固も御手厚に相成、且土著之者にて京地之混雜も尠く、旁以遷幸等は、容易に被仰出無之様、御安心被爲在候様にと之被仰進一方有之度奉存候。以上。

寅(安政元年)二月

淺野中務少輔
岡部備後守

柔弱武士
眞相暴露

元來武士は、國家萬一の場合に、守備、防衛を本務としてゐる。然るに如何に内外多事とは申しながら、僧兵を使用せんとするに至りては、實に武士階級の

特例特權を失墜したるものと云はねばならぬ。前には筒井政憲が、農兵召募の事を建議したることがある。(參照 幕府實力失墜時代 七一) 何れにしても是等は當時の武士の、實際問題に接觸して、役に立ぬ眞相が、追々と暴露し來りつゝあるものとして見る可きであらう。尙ほ此の建議は、當時行はれなかつたが、維新の當時に際しては、稍々それが具體化して來た。

【八三】 内裏炎上 (一)

後宮北殿
出火

安政元年四月六日、後宮北殿より出火、内裏に延焼し、遂に諸門殿舎忽ち灰燼となつた。聖上には下鴨神社に避けさせられ、遂に聖護院に幸し、九日ほど御駐まり給ひ、それより當分桂宮に遷幸し給うた。其の顛末は、左記によりて知らるゝ。實在朝臣記に曰く、

四月六日快晴、正午近火の由、家僕馳せ來りて之を告ぐ。南方を望むの處、眼前黒烟立ち登る。火勢盛ん也。……何方を辨へずと雖も、猶豫す可きにあらず、早速馳せ參ず（自ら野劍を持す）。朔平門代前の處に到れば、既に内侍所に火移り過半御燒失の態也。實に驚嘆の處、頭辨以下四五輩西方より馳せ來る。已にして宮中火移る。車寄昇降能はず。主上北方より御立退き之れある可し云々。益す驚愕す。依りて頭辨以下相共に朔平門以南、北御築地小門より突入して常御殿の方に到るの處、火既に常御殿に移り、主上御在所分明ならず。出會ふ者一々相尋るの處、奏者所の方より出御云々。仍りて常御殿北庭より昇殿し、奏者所の方に向はんと欲するの處、女房あり示されて云く、此御唐櫃御大切の御物取り出す可しと云ふ。此時富小路三位、余の外、人々多く立ち去る。仍りて富小路、余の兩人右御唐櫃庭上へ持出し、更らに昇殿せんと欲するの處、猛火既に頭上に在りて、昇殿する能はず。仍りて富小路三位相共に、力及ばず退去す。始め小門より馳せて朔平門の方へ向

ふの處、火既に此處に及ぶ。其の急速實に矢を射るが如し。此時人々追々今出川御門の方へ遁去。主上御在所頻りに相尋るの處、既に二條殿へ遷御云々。仍りて今出川御門を出で二條殿へ向ふの處、火勢盛んなり。直ちに下鴨へ遷御と云ふ。仍りて又た御跡を追ふて下鴨に到り始めて龍體の安穩を知り、愚心を安んず。（原註 主上密々御板輿に乗御せしむる也。御鳳輦取り出す能はず、此の如し。此後御車引き來ると雖も、路次狭少にして且つ牛期に合はず、仍りて空車御跡より人夫引き來る也……）此の前後人々御跡を追ふて來り集る。准后御方、門院、敏宮、和宮、祐宮、各御無異渡らせしめ給ふ。（原註 非常附名々守護し奉る。但多くは御在所を失ひ、御跡より來集る。始より從ひ奉るは壹兩人に過ぎず云々）是より先内侍所無異渡御せしめらる。先以て國家の幸、何事か之に過ぎむ。（原註 但内侍所附の人々は又た多くは連參、始より從ひ奉るは兩三人云々、今出川邊より追々相加る云々）則御羽車の儘、舞殿に鎮座也。主上准后御方舞殿西方殿舎御同座也。新待賢門院御方本社内陣の方御在所也。和宮御同居歟。敏宮舞殿東方殿舎に御座を儲くる也。本番所供奉の輩休所別殿

板宮方總て

非常混雜

に設く。一社より握飯を出す。空腹の者之を食ふ。實に軍中の如き歟。准后以下宮方總て御板輿也。未刻過(午後二時過)頃更らに聖護院宮へ遷御せしむるの由也。……先づ内侍所御羽車昇出す。内侍所附人前後各供奉す。次に武家(原註 諸司代敷)警固御先を拂ふ。次に御車、(原註 空車牛未だ駕せず、人夫手を以て押し遣る也。)次に文武官に拘らず、非常供奉を先と爲す。上藤二行 從ひ 奉る、次に密々主上御板輿(原註 近習一同前後供奉)次に准后御方(原註 非常附人供奉)次に新待賢門院、敏宮、和宮、祐宮、御板輿歟。委細見聞に及ばず。路次下鴨南西口より新道を経て、今出川原橋を渡り、東堤を南行し、丸太町通より聖護院に至る。但だ御車路頭狭少の處、進行する能はず。或は腋路を経て正しく供奉に及ばず、遂に河原堤の半途に於て、御車通行する能はず、仍りて此所に止まり畢る。是れより御車無、然り而して本番所供奉の輩、以前の如く進行する也。甚だ不都合歟。併しながら非常の事、是非に及ばざる者也。内侍所御羽車、今出川原橋の上狭の間、昇ぎ奉ること能はず、仍りて御羽車

を撤し、非常附人々以下手を以て御唐櫃を昇ぎ奉り、水中を涉り、漸く東堤に登らしめ給ふ也。以上は宮中より下鴨、下鴨より聖護院へ遷幸の概略だ。所謂軍中の體の如しとは、正さに此時の光景であつたらう。

〔八三〕内裏炎上(二)

殿舎盡く

實在朝臣記は又た曰く、聖護院宮へ入御の後、諸臣堂上堂下群集す、貴賤上下の差別なし。此時に到りて火勢益々熾んなり。東西南北に延焼し、實に一天を焦す。人々嘆息の外他無し。……初更の前に到り……聖護院より退去の便りに清和院門を入りて、内裏を窺ひ看るの處、紫宸殿以下、殿舎盡く焼亡。御築地所々残る計り

也。但し土の外屋根並に間々柱等盡く灰燼と爲る。實に悲嘆餘り有る者也。天明大火の後、未だ此の如き大變を聞かず。但し天明に於ては、大火と雖も、洛東より出火、追々延焼し、遂に内裏以下焼亡に及ぶの間、其の御用意成し難きに非ず。今度に於ては、禁中より出火同様、人々狼狽周章其理無きに非ず。詮ずる所、龍體安穩出御、且内侍所御無難の事、實に莫大の幸と謂ふ可き者也。

尙ほ平田職修日記に曰く、

内侍所屋根燒落

傳聞く、内侍所は橋本前大納言實久卿、今城少將定國朝臣、駕輿一人と、刀自として取出し、御羽車に安鎮し奉り……二御羽車御輿舍邊迄渡御の節、内侍所屋根燒落る由也……
主上は禁中奏者所(原註 長橋車寄の誤歟)にて、御板輿へ乗御、御臺所御門より臨幸也。火急の事、長橋局、劍璽を取り出し奉るを、醍醐三位中將 忠順卿 請取奉りて袖に覆ひ奉て、下鴨へ持參し奉ると申す事也。

京都市中燒亡概數

急遽倉皇の狀、想ふ可し。而して此の出火は實に京都一般の大火となり、當日燒亡の概數は、寺社二十四所、堂上十四家、同抱屋敷等九所、地下官人以下八十二戸、藩邸以下十五所、堂上家來百五十戸、武家家來三十戸、町家五千七百八戸、町數凡百九十町に及んだ。(所司代臨坂安宅日記)然も其の原因は、實に左の通りであつた。

出火原因

御附長谷川肥前守へ被三申達、同人手限にて、内々其筋取調候處、芝御殿の内、孝順院(今城定成女孫掌侍)住居東の方、湯殿の傍に、梅木之れ有り、年々毛蟲生じ、孝順院殊の外嫌ひ候處、當年も夥、夥發生し候に付、仲居相勤候、紅梅と申す女、主人の禁物故、竹の先に藁を少々結付、焦し居候處、飛火致し湯殿の屋根へ燃付、夫より大火に相成候儀に相違之れ無く相聞候。

(臨坂安宅日記)

とある。されば毛蟲を燒かんと欲して、内裏及び京都の一半を燒盡したるものと云はねばならぬ。

桂殿を假
皇居とす

斯くて四月十五日には、桂殿を以て假皇居となし、當日聖護院より遷御あら
せられた。實在朝臣記に曰く、

- 一 來十四日聖護院宮より假皇居桂家へ遷御の事。
- 一 准后祐宮同日遷御、祐宮に於ては、便路是迄の通り、中山家へ渡らせ
られ候事。

一 假皇居御狭少に依り、近衛家寢殿を以て、嚴儀の御場所借り召せられ
候事。

一 御鳳輦を始め焼失に依り、代りとして唐車を用られ候事。

とある。然も十四日は雨天にて、順延となつた。而して唐車を改めて更らに四
方輿を用ふることとなつた。尙ほ同日記に曰く、

天皇遷御

十五日雨止陰晴、已半刻許り御供廻の由、仍りて供奉の輩一同下殿す。……
此時天氣濛々……實に不都合混亂此上無き者也。非常の事と雖も、罪は職
事列奉行に在る可し。漸く治定、次第に進み行く、此後主上密々御板輿に

乗御、次に准后御方御板輿、次に祐宮御板輿、次に諸司代脇坂淡路守供奉
す。……其路聖護院南大門より出御、二丁半許り西行、南に折れ、丸太町
通を經、北に折れ川端並に假橋を經て、廣小路より清和院御門に入り、中筋
石薬師通を經て、桂皇居に入御、時に午半刻許り也。
此の如くして主上には、當分桂宮に住居ならせ給うた。

皇宮炎上

出火

四月六日巳刻依ニ當番參内。午刻過近習衆走來告云、内侍所厨燒云々。驚走向ニ御學問所發障子
之處、黒烟燭々中有ニ紅火。心神驚駭、不知所爲。先口向へ人部早々可レ廻之旨令ニ下知ニ本番所内侍
所附參會之人々早々可ニ參向ニ令ニ下知ニ(定國朝臣一人云々)相連子欲ニ行向ニ之處、女房大御乳人御立
退如何可レ然哉旨被レ示。早々御立退之御用意可レ然申置、直參ニ内侍所。于レ時非常附壹人伯刀自等寄
御羽車之處也、非藏人等召具隨レ便令ニ從事ニ之處へ實麗朝臣來會、早々被ニ扶持ニ先一御羽車來昇之様
見レ及。此時已火氣廻ニ殿宇ニ速可レ奉ニ昇出ニ申示。于レ時權大納言實萬被レ參(日參之刻限也)萬事申合
口向令ニ指應。附武士亦參上。其内炎烟移ニ清紫兩殿ニ之旨非藏人走告。忽移ニ子小御所ニ其外表向橋本
前大納言、廣橋前大納言、逐々走參。近習衆等皆參御前ニ急火忽火焰引燒及ニ當御所ニ之間、乘ニ御板

炎烟移清
紫兩殿

主上御遊

與二出三御清所口門二供奉近習當番之外六七人許歟。女房各供奉。予爲當番之間相殘事々指應。御遊具記錄等取出無其人。唯女房咽煙死。(○當時死者無し唯の下脱字あらん)數度御内儀令三廻看。其内火烟一時燒上。御留守之人不三參來之間、予取次當番土山將監等令守三回御殿。火氣相廻對屋炎上之間、小堀勝太郎(○幕吏京都郡代)在予邊一堅固相守。爲三灰燼之上可三馳來予鴨二言上申合。予將監等出三清所口門一人々馳參。每三逢可三被參予鴨二申示。于三時車宿(御春屋)火移、准后御方相伺之處、已御立逃之御様子也。先安心。所司代臨坂淡路守單騎走來。早可三向三下鴨二示遣。次經三中山家門二之間祐宮御様子相伺之處、是亦御立逃之様也。一安心(此事禁中にて定功朝臣出途之間祐宮早御立逃候。主上に御從可三有之、中山大納言可三被示申遣了)。女房向猶逐々出途之間、下鴨可三參相示。猶殘之分可三有之哉、心掛之間暫立三伏見殿門前二命三使番兩人一在此處、女房來者可三教三下鴨二之旨申示。直參三子下鴨二内裏炎上之由、先申三關白、次直奏聞了。御三座于細殿一實に狭少也。(祐宮御機嫌也)此儘如何之間、聖護院宮へ可三有三遷御二被三仰出。武士之輩少も早可三有三遷御二之旨御請申上、直遷幸。先内侍所(二權駕與丁昇レ之、非常附堂上供奉守三回之、刀自相從(步行也)。非常附地下、次非常供奉堂上(二行)風聲(依三燒失二代車)供奉堂上、次非常御前堂上(二行)攝家(二行)又御前堂上(當番之輩)御與(左右官方兩役)次非藏人、醫師、准后、敏宮、和宮、祐宮、新特賢門院、各非常附堂上、取次醫師等供奉、所司代在三御後。申刻過著三御聖護院、内侍所奉三安置一堂。主上、准后、祐宮、御同居、敏宮、和宮、門院等從三途中一直令三渡三青蓮院室三給。主上先以御機嫌克、令三渡給。恐悅恐悅。關白夜半頃退出。攝家官方申合被三詰兩役不退。出火追々西へ燒、千本淨福寺、北一條南橋木町邊云々。傳聞驚三盡燒。廣橋以下相殘之旨、家僕來告。先以安堵。夏長被三附三和宮。因更參三青蓮院室二假皇居

聖護院著

御門外、所司代替固甚日事也。孝順院(仁孝天皇女房)爲三敏宮上滿代二參上。泉涌寺參詣中沸湯(或下女燒三毛蟲)其火忽然上一圓爲火。依レ之差扣何之通、被三仰下(三贈長卿記)

〔八四〕皇居御造營(一)

御造營通

四月十五日(安政元年)幕府老中阿部正弘の名を以て、左の如く京都所司代脇坂安宅への直書、同月十九日到著した。

以二内書一申入候。不同之時氣候得共、倍御安靜御勤珍重有候。然ば此度は禁裏御所方御炎上、誠以驚入存候。非常の儀とは乍レ申、觀慮之程、如何にも恐入候次第に候。先以禁裏御所方彌御機嫌被レ爲レ替候御儀不レ被レ爲レ在、御同意恐悅奉存候。別而御自分には、彼是御心配

何程歟、萬々致遠察一候。爰元にても品品心配評議中、同列共へ御目見にて、此度之儀、上(將軍)にも深く恐入被思召、彼是御配慮之御沙汰も被爲在、當節海防を始、品々御事多に候得共、御造營之儀、御先例にては、餘程時日相懸、候得共、此度之儀は、御別段之御事、何事を被爲差置一候ても、何卒一日も早う御出來に相成、候様被成進一度、同列共、格別精入申談、取計可申旨、吳々厚被仰出、實以思召之程、御尤之御儀、難有奉畏候事、候間、何れも肺肝を碎き申談、御速成に相成候様、取計可申候間、於ニ觀慮一も御安心被遊候様、致度存候間、右等之趣、御自分より程能關白殿初へ、被相咄一達ニ觀聞一被置候様存候。依之、此段申進候。以上。

四月十五日

阿部伊勢守

正弘總奉行となる

幕府は此の如く皇宮御造營に就き、前記の通り急速に新造す可旨を告げ、而して阿部正弘を以て、其の總奉行となし、其他それぞれ任命する所があつた。

而して前文の追伸にも、

本文申上候御造營御速成相成候様、取計候儀、元より御先例に觸候御免略之儀は、取計不申、萬端入念取計候間、此邊之儀も、關白殿初却て御取違有之候様にては、折角被仰進一候御趣意も貫兼候間、御自分心得に、此段も申入置度、以ニ急使一申入候。と理りてゐる。

主上御嘉

此度禁裏御所方、炎上に付、御作事之儀、當節於ニ關東一は、海防を始、品々御事多に付、諸般御省略に候得共、格別に被思召、都て先例通速成被仰出候御模様の由、委細過日御演說之趣、關白殿へ申入、被達ニ觀聞一候處、誠に厚御趣意を以、速に被仰出御満悦被思召、殊に關東一一方御事多之御時節、都て御先例通、可被成進一段、觀感不斜、御安心被遊候。右之趣、分て宜申述御沙汰候由、關白殿被命候事。

專奏申遣御好み仰

此の如く四月廿三日、所司代脇坂安宅參内の節、傳奏より申聞けた。而して五

せられず

月八日、尙ほ左の如く所司代へ達した。

今度禁裏御造營、速被仰進、御満悦之御事に候。天明度彼是御模様替御再興之儀被仰進、候通被成進、紫清(紫宸殿、清涼殿)兩殿を始、夫々御出來相成候處、何分御再興取調之廉も多端に付、其節之御差圖少々宛、御都合惡き廉も有之、且火除地も無之、少し被廣度觀慮被爲、在候得共、當時外夷渡來を始、諸般御事多之御時節に候得ば、被察二御時勢一御好等之儀、不レ被仰出候間、御元形通、殿舎無ニ相違、至ニ神嘉殿一迄、速に御造營被成進候はば、觀感不レ斜被思召候。此等之趣可レ然御取計有之候様、宜可ニ申入旨、關白殿被命候事。

所司代演述

斯くて幕府にても、主上思召の程を尋酌したるものと見え、安政二年三月十日、脇坂安宅は、桂御所假皇居へ參内、傳奏に對し、左の如く演述した。天明度御造營之節は、御模様替御再興御調多端にて、御指圖少々、御都合不レ宜廉も有之、且火除地無之、旁少々被廣度觀慮被爲、在候得共、被

察ニ御時勢、御好等之儀不レ被仰出、一段、先達て關東へ申達置候。然處紫清兩殿を始め、殿舎無ニ相違、至ニ神嘉殿代一迄、都て元形之通、一纏に被成進、神嘉殿代御屋根元形上柿葺之處、檜皮葺、御築地南之方左右入隅之處、火防旁御序を以、御圍込等、聊御模様替、可レ被成進との御内沙汰之旨、年寄共申候由、石河土佐守上著申聞候間、此段御含表向被仰立候様存候事。

【八五】 皇居御造營 (二)

主上御滿

京都所司代脇坂安宅は、前記の如く、假皇居へ參内、傳奏衆へ演述したるに、主上は一方ならざる御満足であつた。

唯今幸ひ關白殿(鷹司政通)參内被致候間、早速可ニ申入候間、暫時控居

候様、被ニ申開、一旦奥へ被レ入、無レ程兩卿(傳奏三條實萬、坊城俊明)被レ出書取
 を以、關、白殿へ委細申入、候處、直に御前へ被レ出逐一被レ及ニ言上一候處、
 殊之外御感悦被レ遊、神嘉殿之儀は、格別之御場所柄、右之通、被ニ成進一候は
 也、御崇敬も相立、御築地之儀も、御模様替、是又永久之御儀にて、御厚き思
 食之程、不ニ一通一御満悦被レ遊候。關、白殿に於ても、深く畏被レ入、不ニ一形一
 大悦被レ致、何れ是より被ニ仰出一候、儀も可有レ之候得共、先不ニ取敢一自分迄、
 宜可ニ申開一旨、關、白殿被レ命、候段、兩卿へ被ニ申開、兩卿よりも厚く挨
 摺有レ之候、間、何れ表、向被ニ仰出一候上、關、東へ可ニ申上一旨申述、候事。
 とある。されば幕府でも、主上の御希望を容れ、神嘉殿の家根の柿、莚を檜皮莚
 とする事や、火除の爲め、築地取り擴げ等の事を取り行ふこととなつたのであ
 らう。尙ほ四月九日付にて、阿部正弘より、左の一書、四月十三日、京都所司
 代脇坂安宅へ到來した。

神嘉殿少
書し校録

正弘所司
代への状

差置、甚御不便に被レ爲レ在候に付、常御殿北御物置十帖二帖(二帖は恐くは
 二間の誤)且是迄女房局御誕生之宮方は、別に御座所無レ之候に付、無ニ御據一
 御腹之局にて御養育有レ之、右局は狭少端近にて御不便有レ之候、間、花御殿北
 八帖敷二間、御建添被レ遊度思召、候得共、御時節柄之儀故、表、向仰出候
 も御斟酌被レ遊、尤木材等之御撰は、一切不レ被レ爲レ在、此度之御序、自然
 餘材も有レ之候は、如何様にも御手輕に御取建有レ之候、様相成間敷哉。厚
 勘考候、様被レ致度、先被レ及ニ内談一候、旨、傳奏衆被ニ申開、書付、並繪圖被ニ
 差越一候に付、石河土佐守始へ被レ達爲ニ取調一右書付繪圖寫共被レ越レ之到來、
 委細御申越致ニ承、知一候。當時諸般御事多之御時節、御時勢を被レ察、御普請
 御好等は、不レ被ニ仰出一旨、先達て御沙汰之趣、有レ之、特に此度被ニ仰立一之
 趣は、全新規之儀にも候得ば、往々御手張にも相成候、間、傳奏衆内談之
 趣、容易に難レ及ニ挨拶一筋に候得共、段々被ニ仰立一候御次第、實に無ニ御
 據一御譯柄にも相伺候に付、及ニ言上一候處、御書物類御手近に不レ被ニ

差置候はでは、御平日何角御不自由にて、御差支も可被爲在、且女房局御誕生之宮方御座所無之御事故、御腹之局にて御養育有之候處、狹少端近にて、御不便と之御儀、實に無御餘儀一御事と被思召、此度御普請之御序、自然餘材も有之候は、被仰立候、通如何様にも御手輕に御建添可被成進旨被仰出候。此段傳奏衆へ可被達候。尤右は御平日御不便之御儀と御推考被遊被仰出候、御事に付、右兩條共、厚思召之處、能々傳奏衆へ被達、向後右之御見合にて、末々に迄、御建増御模様替等之儀、追々被仰進候、様相成候ては、御普請御抄取にも拘候儀に付、其段も兼て相達被置候様にと存候。右之趣、御取締掛、并に御普請掛へも可被達候。以上。

四月九日

阿部伊勢守

脇坂淡路守様

炎上天機
奉何

此の如く幕府は、追々と主上の御注文に應じ奉り、若干の建増を承認する

こととした。斯くて四月廿三日には、幕府は、高家今川範叙をして炎上に付、天機を伺はせ奉り、同五月二日には、由良貞時をして、黄金五十枚、御拾三十、御屏風二双を主上へ、白銀百枚、縮緬二十卷、御屏風一雙を、准后へ進獻し、白銀五拾枚を長橋局、同五百枚を禁裏女中、同百枚を准后女中へ贈つた。而して六月六日には、脇坂安宅をして、左の品々を内獻せしめた。即ち主上に白銀五百枚、御書棚、御机、御料紙、硯箱、准后に白銀二百枚、及び御書棚を、而して後亦た旨に依て香木を献じた。

〔八六〕 幕府米船來航後の措置を上申す

幕府は四月廿九日、所司代脇坂安宅を以て、亞米利加船來航につき、其の始末を武家傳奏を経て、上申せしめた。傳奏は又た内書を所司代に授けて、朝旨を

朝旨を幕府に傳ふ

幕府へ傳へた。

亞墨利加船浦賀表へ渡來致し候得共、穩之趣にも有レ之候間、諸向動搖不致様、向々へ相違候旨、先達て年寄共より申越、其段申進候處、其後之模様私(所司代自から云ふ)心得迄に致ニ承知一度旨申遣置候處、異人共品々御制度に振候事共等申立候得共、御備向等未御嚴整にも無レ之候折柄、無ニ御餘儀一寛大之御處置を以、彼方志願之内、漂民撫恤并食料薪水石炭等は被レ下候積御聞届相成候處、内海は直に退帆致し、未下田湊に罷在候得共、穩之趣に有レ之、猶亦近々役々之者、彼地に於て應接爲レ致候儀に付、委細は追て可ニ申越一旨、年寄共より申越候間、此段爲ニ御心得一申進候事。

以上は脇坂から武家傳奏三條實萬坊城俊明へ傳へたるものだ。尙此事に付き、東坊城聰長は左の如く記してゐる。

四月廿九日墨夷の事、所司代より言上左の如し(上掲の文即ち是れ歟)又た諸向觸の

平穩仕置の解

旨、是の如く相違す、如何の事に哉。

此度渡來の亞墨利加船内海退帆致し候。然る處、右滯船中、彼是自儘の所業等有レ之候由、意外の兵端を相開候儀も難計候付、又々御固被ニ仰出候得共、船軍の御備向未だ御整不ニ相成一折柄、無ニ餘儀一平穩の御仕置被ニ成置、彼方志願の内漂民撫恤并航海來往之砌、薪水食料石炭等船中關乏之品々被レ下度儀、御聞届に相成候處、場所取極無レ之候ては、何國の浦方へも勝手次第に渡來不取締に付、豆州下田湊、松前の箱館に於て、被レ下候積に候。當今不ニ容易一御時節に付、兼て被ニ仰出も有レ之通、質素節儉相守、此上水陸軍事一際相勵、若非常の儀も有レ之候はゞ、速に本邦武威相立候様可レ被ニ心掛一候。

右之通、早々可レ被ニ相觸一候。(參照 七九)

右の觸、國々武夫不感服の風聞也。予に於て(聰長)尤も不感、其の子細は、墨夷申條の如く承引せらるゝの事、是れ神國を汚す也。元より此の如く平

公武不感服

穩の所置に候はゞ、國々の兵を徴すに及ばざる者也。専ら御固と稱して國兵を勞し、今に至りて請ふ如くす。剩さへ二箇所の土地を遣はす。○(按するに下田、箱館開港の事を誤解したるものであらう)神明に對して何の顔か之れ有る、悲歎也。○皇國の汚辱之に過ぎず、恐る可し。懼る可し。徳川家の政事茲に極る者也。

(聽長卿記)

主上周圍の雰圍氣

江戸京都の對外知識の相違

當時東坊城 聽長は、公卿中の學者にして、且つ世故に通じ、やがて坊城 俊明に代りて傳奏となり、又た戊午(安政五年)の頃には、幕府最負として、頗る朝廷の清議より排斥せられたる一人だ。然るに彼の記する所、此の如しとせば、公家の輿論の存する所、自から知る可きである。而して公家の輿論の存する所は、固より聖旨をその儘代表するものと速了す可きではないが、然も主上御周邊の雰圍氣此の如しとせば、聖旨の存する所を忖度し奉るに難くない。斯る次第なれば、江戸と京都との外交に關する知識、及び其の感情には、餘程の差別が存したることは、之を測定するに難くない。而して此の差別が、徳川

氏の最後までで附き纏うて、遂ひに徳川氏は心ならずも攘夷の詔を奉じ、之を奉じつゝ、其の實行を果さず、之を果さざるが爲めに、遂ひに自から倒るゝの已むなきに至つたのだ。然も事をして此に至らしめたるは、畢竟米國船來航の當初に於て、幕府が自から其の事情を申明し、國是の存する所を、精細、公明に之を奏上し、少くとも幕府と朝廷とが、對外問題に付て、歩調を一にするの道を取らなかつたことが、其の失策の根原であると云はねばならぬ。要するに當初の氣休め文句が、遂ひに幕府を禍するに至つたものと云はねばならぬ。

【八七】 米艦歸帆に付朝廷より幕府への諭旨

安政元年四月廿九日には、異星西北に現はれ、五月一日には日食の爲め參賀を停めらる。而して六月十五日には、京都方面大地震にて、七社七寺に仰せて、

天變地異 類至

三條實萬
直筆御達

災異を禳はせ給うた。此の如く天變地異が、如何に外人の來航と共に、若しくは外交に關係して、宸襟を惱まし給ひし乎。尙ほ三條實萬公手録を閲するに、安政元年閏七月、所司代脇坂安宅へ、直筆達として、左の一項が掲げられてゐる。先達て渡來之亞墨利加船退帆候處、右滯舶中、彼是自儘之所業等有之、且品々御制度に振候事共申立候趣に候得共、當時船軍之御備向も未レ被レ整折柄に付、無餘儀一平穩之御處置に相成候趣被レ聞召一候。方今水陸軍事全備無レ之上は、不レ被レ得レ止儀と被レ思召一候。但此委にて自然年月相立、異類侮を加へ、賊謀熟し候様成行候ては、實に不容易、其上諸夷追々渡來致候は、國家疲弊に及び、國體如何と、觀慮不安被レ思召一候。右之通、異類覬覦之模様、有レ之儀は、誠に神國之靈害に候へば、近來災異不輕も、自然謹告之儀哉と、深御慎被レ遊、專被レ疑ニ御祈念一爲レ國爲レ民被レ竭ニ御誠精一候間、於ニ武門一も警誠無レ弛、去弘化三年八月、御沙汰之通(參照彼理來航以前の形勢) 四) 各國之力を盡し神州之瑕瑾無レ之様、御指揮勿論之御事と

思召候得共、尙又觀慮之趣、宜有ニ御沙汰一候事。

後七月

禮便攘夷
の御希望

此の達書は、朝廷の外人に對せられたる正直味、掛引なき思召を直筆したるものにして、朝廷は全く攘夷精神を以て凝結あらせられたるもの。其の幕議に交譲の痕あるは、對外の意味合よりも、寧ろ對内の意味合にして、其の對外の態度、殆ど攘夷を以て、始終一貫したる趣がある。固より攘夷と云ふも、内亂を惹起してまではなく、又た外國と開戦するでもなく、云はゞ戦争もせず、開國もせず、事穩かに攘夷の出來ることを希望あらせられたる様に思はる。尙ほ實萬卿より所司代へ直筆にて與へたる左の一項がある。

再び實萬
直筆達

外夷之儀に付ては、昨冬關東參向之節、御沙汰關白殿被レ命之趣、老中方え申述候儀も有レ之候處、兼々厚御配慶、御趣意之程委曲被レ示聞一其段、關白殿えも申入、觀聞に達し、御感悅之御事候。右墨夷之儀、去四月老中方より申來候趣、心得に被レ示聞一候旨、是亦觀聞に相達候。右は

當時御備向御殿整にも無之折柄、無御餘儀一寛大之御處置に相成候趣
 不レ被レ得レ止候御事と存候。猶又往々之處、定テ深御勘考も有レ之候御事
 と存候。折柄、内裏炎上、其後畿内並近國筋地動、所に寄死亡も不レ少
 由相聞、昨年も彼是災變有レ之、叡慮不安深、御慎被レ思召一候。此上何事も無レ
 之様、厚神明之冥助を御祈請之叡念に被レ爲レ在候得ば、精々人事をも被レ盡
 候御儀にて、叡慮之程、關白殿被レ伺取一候。趣、別紙之通、御達可レ申、
 但兼々厚御指揮被レ爲レ在候上之儀、卒爾に被レ仰進一候て、御都合に相觸
 候ても、御斟酌に被レ思召一候間、先御内談可ニ申入、關白殿被レ命候。宜
 御勘考有レ之候様致度存候事。

後七月

是を見ても、如何に朝廷にて焦慮あらせられたる乎を想像するに餘りある。尙
 所司代へ印封達として、左の一項がある。

伊勢神宮

伊勢太神宮之儀は、御宗廟、此上なく御大切之御事に候處、右も海國之儀

正面
上申
の勇者無

に候へば、萬一夷賊寄來り候ては、甚以叡慮御不安心に可レ被レ思召一候。
 尤御手當被レ仰付一候儀と存候へ共、猶又厚御勘考有レ之候様、可ニ申入
 旨、關白殿被レ命候事。(三條實高公手録)
 斯く宸憂の際、若し幕府に識者ありて、開國は日本帝國の爲めに、決して不利
 益でなく、我より進んで開國するは、天地の公道にして、帝國の皇謨を擴充
 する所以である旨を、正々堂々、正面より上申したらんには、之を直接にし
 ては、以て宸襟を安んじ奉るに足り、之を間接にしては、京都と江戸との一
 致、公武合體を見るに足る可かりしも、江戸にはそれ程の見識ある人物もなく、
 偶ま是れありとするも、それ程の地位を占めたる者もなく、遂ひに外人に向
 ても、朝廷に向ても、其日暮らしの態度もて、相ひ接觸し、遂ひに自から瓦解
 するの止むなきに至りたるは如何にも残念至極の事であつた。

第十五章 大艦製造と和蘭の好意

〔八八〕幕府の製艦政策

水戸齊昭の製艦建

幕府が大船建造を公許したるは實に嘉永六年九月にして、既記の通りだ。(参照彼理來航及其當時 六九)而して遅延ながら、幕府にても、それぞれ造船の事に取り掛つた。云ふ迄もなく、當時大船建造の議を建てたのは、水戸齊昭にして、彼は天保九年六月、長廿四間幅三丈八尺七寸の戦艦を作り、海防の用に供せんとしたが、幕議の拒む所となりて果さず、僅かに長九尺濶二尺五寸の標本を作り、船傍に銃眼數十を穿ち、譙樓を設け、帆檣を建て、之を日立丸と名け、以て他日の用に供せんとした。

鳳凰丸試運轉

嘉永六年九月、解禁以來、其の翌安政元年五月、相州浦賀に於て、試運轉を行つた。此れが即ち鳳凰丸と稱し、英國船バーク型に模倣し、長廿二間、幅五

製艦命令

間、二本橋の船である。此の前後薩摩に於て、三檣帆前船二三隻を打建、又た江戸に於ては、水戸齊昭の指揮にて起工し、越中島にて製造した。當時阿部伊勢守の名を以て、石河土佐守、松平河内守、堀織部、竹内清太郎へ當てたる命令書は實に左の通りだ。

大船其外御製造方之儀、大要左之通可レ被ニ相心得一候。大船之儀水戸殿家來え申達、雛形も出來候に付、右之者え引請製造被ニ仰付一候積、且浦賀表に於て、此節造立被ニ仰付一候御船之義も出來候上、當地え取寄役々見分致し、是又數艘製造可レ被ニ仰付一候。

- 一 蒸氣船は、松平薩摩守家來、江川太郎左衛門手に付、先御試之爲、壹艘造立被ニ仰付一候間、右出來之上は、數艘可レ被ニ仰付一候。
- 一 押送形御船之義、是迄向井將監御預、海船修行と唱候、押送形壹艘之外無レ之、外組えも一艘づつ製造御預被ニ仰付一候積、相達置候得共、差向非

常御備且大砲船打調練之ため堅實之御船早速製造被仰付一候間、船形見込御鐵砲方打合早々取調申聞候様、御船手え申渡候に付、右申立之趣を以、數艘製造可被仰付一候。一體大船蒸氣船等出來候はば、御手厚之義には候得共、製造方等も大造之義に付、明日にも相掛出來候共、其上乗馴候間合も急速相整申間敷、夫迄更に御備船無之候而は、如何にも御手薄之義に有之、押送形は早速にも出來、大砲打方も相成候趣に付、先づ押送形にて堅材を以、丈夫に打立、差向御備に相成候様、可被得心得一候。

大工を長
より召す

一 實製端船之義は、當時松平土佐守小人中濱萬次郎義、異國より送越候節乘來り候船、長崎表より取寄、同所に罷在候船大工をも呼寄候間、大船形に倣ひ、製造可被取計一候。

一 内海御臺場附御船之義、何れ右場所御備向引請之者可被仰付一候間、右之面々より申立候次第も可有之哉に付、船形等見込を以、製造可被二

正弘の大
盤必要自
覺

仰付一候。

右之通大小御船、向々え引合、一時に御製造被仰付一候間、其方共儀は、諸手之御用、都て引請相心得、向々申談、諸事差支之義無之様厚勘辨いたし可被取計一候。且又惣體御船員數之義は、海防掛り一同えも申談、得と取調可被申聞一候事。

元來阿部正弘の如きも、水戸齊昭に刺戟せられ、大船製造の刻下必須の事なるを自覺したるは、彼が弘化三年七月八日付にて、水戸齊昭に答へたる書中にも、

一 軍艦之儀、以前より段々御建白之趣拜見仕、御尤之義と同意奉存候。素より日本之荷船等にては、中々異船へ對し、戰爭は勿論荒浪之節は、漕出し候義さへ難ニ相成、此後萬一浦賀沖杯へ、異船滞留罷在候節は、廻船運送之通路を絶候得ば、御當地は忽兵糧に差支可申、在候節は、牢之船無之候ては、打退け候義、難ニ相成、島々へ手を出し候ても、防禦相成不申……第一軍船製造無之候ては、實に永久守衛存分に戰爭は相成間敷

遅緩怠慢
の極

と奉^{せん}存^{ぞん}候^{こう}。依^よ之^の浦^{うら}賀^が、長^{なが}崎^{さき}、松^{まつ}前^{まへ}、薩^{さつ}摩^ま等^{どう}へは、堅^{けん}牢^{ろう}之^の船^{ふね}製^{せい}造^{ぞう}御^ご免^{めん}に相^あ成^{なり}、公^{こう}儀^ぎ御^ご船^{ふね}も製^{せい}造^{ぞう}被^ひ仰^{おほせ}付^{つけ}られ、夫^{それ}より様^{やう}子^すに寄^より、外^{ほか}々^々へも製^{せい}造^{ぞう}被^ひ仰^{おほせ}出^だし、可^か然^{しか}と致^{いた}す評^{ひやう}議^ぎ、當^{たう}時^じ取^と調^{てう}中^{ちゆう}に御^ご座^ざ候^{こう}。(新^{しん}伊^い勢^{せう}物^{ぶつ}語^ご)

とあるを見ても知る可^べきだ。然^{しか}るに足^あ掛^かけ八^{はち}年^{ねん}の後^{のち}に至^{いた}りて、漸^{やう}々^々其^{その}實^{じつ}行^{かう}を
見^みる。遅^ち緩^{くわん}と云^いへば遅^ち緩^{くわん}此^{この}上^{うへ}なく、怠^{たい}慢^{まん}と云^いへば怠^{たい}慢^{まん}此^{この}上^{うへ}なし。されど如何^{いか}に
因^{いん}襲^{しゆう}の勢^{せい}力^{りき}が頑^{がん}強^{きやう}にして、改^か革^{かく}の氣^き運^{うん}を沮^そ止^ししたるかは、之^{これ}を以^{もつ}ても想^{さう}像^{ざう}す
るに餘^{あま}りあらう。

初發官船の名目由來大略

鳳^{ほう}風^{ふう}丸^わは嘉^か永^{えい}中^{ちゆう}浦^{うら}賀^が港^{かう}にて亞^あ米^み利^り加^か軍^{ぐん}艦^{かん}の制^{せい}をうつして、始^{はじめ}て造^{ぞう}れる所^{ところ}のものにて、三^{さん}檣^{じやう}の艦^{かん}船^{せん}なり。其^{その}製^{せい}堅^{けん}牢^{ろう}ならざるによりて、遠^{えん}海^{かい}を航^{かう}するに用^{もち}ひざりし。唯^{ただ}形^{かたち}を模^まして其^{その}製^{せい}を模^ませず。猶^{なほ}ほ螺^ら旋^{せん}釘^{てい}を用^{もち}ひざるの類^{るい}ならん。

昌^{しょう}平^{へい}丸^わは、安^{あん}政^{せい}二^に年^{ねん}乙^{いつ}卯^{みう}の夏^げ薩^{さつ}州^{しゆう}侯^{こう}より大^{だい}府^ふに獻^{けん}せられしものにて、三^{さん}檣^{じやう}の艦^{かん}船^{せん}なり。

此^{この}外^{ほか}今^{いま}一^{いつ}艘^{そう}薩^{さつ}州^{しゆう}にて造^{ぞう}り納^なめたる泰^{たい}元^{げん}丸^わと歟^や云^いふ船^{ふね}あり。是^{こゝ}は船^{ふね}體^{たい}解^{かい}きやらず、唯^{ただ}檣^{じやう}を切^きりし儘^{まま}

にて、元^{げん}治^ち頃^{ころ}迄^{まで}品^{しん}川^{がわ}の灣^{わん}に在^ありしと覺^{おぼ}へたり。

旭^あ日^に丸^わは、安^{あん}政^{せい}中^{ちゆう}水^{すい}戸^こ黄^{わう}門^{もん}齊^{せい}昭^{しやう}卿^{けい}總^{そう}裁^{さい}として、石^い川^{がわ}島^{じま}に於^おて製^{せい}造^{ぞう}し玉^{たま}ふ所^{ところ}の三^{さん}檣^{じやう}の艦^{かん}船^{せん}なり。艦^{かん}の方^{かた}に旭^あ日^に丸^わの三^{さん}大^{だい}字^じの篆^{せん}額^{がく}を掲^かぐ。こは卿^{けい}の親^{おん}く書^かし玉^{たま}ひし所^{ところ}なり。

此^{この}船^{ふね}は俗^{ぞく}に惡^{あく}様^{やう}に云^いたれ共^{ども}、至^{いた}て堅^{けん}固^こにて運^{うん}用に供^{こう}するに足^{たり}るを以^{もつ}て、後^{のち}加^か納^な次^じ郎^{らう}作^{さく}が預^{あづ}かる所^{ところ}となり、専^{せん}ら沿^{えん}岸^{がん}行^{かう}を爲^なしたるを見^み掛^かけたり。(砲^{ぱう}臺^{たい}遺^い稿^{こう})

【八九】 船舶購求に關する和蘭甲比丹の書翰 (一)

和蘭より
船艦を購
入とす

幕^{まく}府^ふは自^{みづか}ら造^{ぞう}船^{せん}し、他^たにも造^{ぞう}船^{せん}せしめたるのみならず、亦^{また}和^わ蘭^{らん}より船^{せん}艦^{かん}を
購^{かう}ひ求^{もと}めんと企^{くは}てた。若^もし幕^{まく}府^ふをして、此^{この}事^{こと}を天^{てん}保^ぽ時^じ代^{だい}に行^{おこな}はしめば、彼^か理^り來^{らい}
航^{かう}に際^{さい}して、左^さ程^{ほど}狼^{ろう}狽^{たい}するこゝとは無^なかつたであらう。然^{しか}も後^{のち}れたりと雖^{いへ}も、尙^{なほ}
ほ成^なすなきに勝^{まさ}る。今^{いま}茲^{こゝ}に掲^かぐる七^{しち}月^{げつ}六^{ろく}日^{にち}(安^{あん}政^{せい}元^{げん}年^{ねん}) 付^{つけ}、和^わ蘭^{らん}甲^か比^ひ丹^{たん}キ^きユ^よル^るチ

エスが長崎奉行水野忠徳に與へたる書翰を見れば、其の事情が尤も明白である。

和蘭甲比丹請書

長崎御奉行水野筑後守様へ

一 咬啗吧都督職より申越候には、日本御政府より御用にて、帆前之船及び蒸氣船、長崎表え可ニ差廻旨之御注文承知仕候。右一件之儀に付、和蘭政府方より、御請申上候个條、左之通に御座候。

第一 日本國帝之御望通、阿蘭陀國王頻に相働、何卒御用相辨度、勉強仕能在候心得に御坐候。

第二 右一件に付、頻に阿蘭陀政府にて、今專當惑仕候次第、左之通御坐候。

第一 日本政府より御用之船々差越候頃合之事に候。

第二 御用之船々、御引渡迄には彼是の手數相定不申候ては、不ニ相叶一事に候。

歐洲四強國合戰

一 御用之船々爰許え相廻し候頃合難ニ相定候。則當年之別段風説に申上候彼國邊相騒候事柄に相拘候事は、日本政府に於て御賢察被成下候様可ニ申立旨申越候儀に御坐候。

一 日本尊政府に於て、此度之歐羅巴頗る強國之四个國、大變之海陸合戰之事柄、當節御承知に相成候通之事に候。

一 右戰爭故之儀と相見へ、此度之咬啗吧出帆の頃迄、阿蘭陀より之便、間に合不申候。

一 阿蘭陀國事は、幸にして右戰爭に掛り合無レ之候得共、歐羅巴洲之習として、他に戰爭有レ之候時は、よしや自國に其意無レ之候とも、軍船及び武備必用之備不レ乏候様費心致候儀は、阿蘭陀は勿論、其他之所に於ても同様之事に有レ之候。

一 都て歐羅巴諸洲之政府、何れも同様之心得に候得ば、他國之船買求め差出候道も無レ之、就ては帆前之商船、或は商用蒸氣船すら、今は買求め手

船買入困難

に入兼候時節に候。

一 右様之次第には有レ之候得共、日本國帝之思召、信義之程、阿蘭陀國王に於いても、厚く相心得候處より、日本永世不朽、太平安全策之爲、日本國海上船方御改正之御手傳相勤度所存に候。

一 右様厚く相心得候處より、阿蘭陀國王商船蒸氣船買調方之命令を下し候事に候。乍去未だ此度之便迄は、右船手に入不レ申旨申越候。

一 無レ程右船手に入候は、忽早々咬啮吧之方え相廻し、夫より早々長崎え差越候様可仕候。

一 前文申上候次第に有レ之候得ば、右蒸氣船、何頃迄に參候と申頃合、暁と取極難ニ申上候。

一 阿蘭陀政府にて勘考仕候に、於日本政府、右様御熱心之事に候得ば、先早々蒸氣仕掛之工夫辨知用心は勿論、船指揮之都合、何卒御傳達申上度志望に候。

船指揮都
合傳達

右要領

一 右御傳達仕御呑込に相成候は、末に至て御國帝御用之船船、追て參り候上は、即刻直に實要を成し候儀と奉存候。

和蘭にては歐洲の戰亂、即ち英佛對露の戰爭に付、各國何れもそれぞれの防禦の準備をなし、その爲め、戰艦は勿論、帆船、汽船の商船さへも、容易に手に入らざる事情を語り、然も外ならぬ日本政府の事であるから、精々骨折るが、其の廻船の期は、直に確定し難き旨を告げ、併せて蒸氣機關に付き且つは蒸氣船運用に付き、之を教授せんと申出である。如何にも日本に取りては、仕合の事だ。

【九〇】 船舶購求に關する和蘭甲比丹の書翰 (二)

以下尙ほ續してゐる。

一 既に申上候 通之次第に有之、御用の船々御注文通り相揃 候迄は、何卒阿蘭陀政府も無事に有之候様有之度、近世之時勢、唯々懸念之時節に候。

一 阿蘭陀政府事も、兎角に不安氣之時勢を懸念致 候時なれども、於本日本國一は、誠に以太平結構之事に候。

一 昨年咬啗吧政府掛合越 候には、今日日本は至極泰平之時節に有之候旨は、以ニ文通承知 仕 候儀に御坐候。雖、然御當國彌御靜謐に有之候哉、阿蘭陀國にては、何歟懸念 仕 候哉、其趣意は若し御當國戰爭起り 候故、右様之船々御備方之御趣意に相成 候事共には無之哉と、唯々案事 候様子に御坐 候。

一 勿論右様之譯に無之段は、精々昨年来申越、唯日本政府にて御趣意有之、右様之思召出 候事に有之候段は、委敷申越置申 候。

惟ふに日本から和蘭に船艦購求の注文に付ては、日本が直ちに之を實戦に使用するのではなき乎と、バタバヤ總督に於ても、心配したるに相違あるまい。然

も甲比丹よりして、さる心配は無用と、其の事情を通報したと云ふ譯だ。

一 阿蘭陀國王、頻に承知致度 奉 存 候は、北亞墨利加合衆國及び西亞國より船勢罷出 候 一件之事に候。右一件阿蘭陀國に、未だ一切突留たる説 不 承 候。阿蘭陀商賣船歸便を待、委細之事 承 候には、餘程月日を經不 申 候ては、不 相 叶 一 事 候。依之阿蘭陀國王命令を下し、咬啗吧より蒸氣軍艦を長崎へ差出し、敢て日本御政府御應答 仕 候 譯には無之、只私儀まで模様問合可 申 之儀に有之候。都督職右命令を承るに及で、阿蘭陀蒸氣船スームピング (船號) 船將次官グ・ファピユス (人名) に命じて差越 候事に相決 申 候。

和蘭も日本對北米合衆國、及び日本對露國との交渉顛末を知らんとするの意頗る切なるものあり。その爲め其の真相をささはむ可く、バタバヤより蒸氣船軍艦を長崎に特派することとなつたと云ふことだ。

一 當寅 (安政元年) 六月 上旬迄には、右船咬啗吧へ到着可 仕 候。左

候へば、早速長崎へ差越候積に御坐候。就ては最早不遠爰許著可仕と奉存候。

一 此蒸氣船は、阿蘭陀政府より日本在勤之カピタン彼是世話可致旨申越候事に候。

一 右蒸氣船前文之次第にて罷出候に付ては、阿蘭陀國王より命候儀、私儀より承知いたし候て、咬啗吧へ歸帆可致義に御坐候。

一 右蒸氣船爰許滯留中、船打建方航海蒸氣仕懸け方及び其他之事に至まで、御傳授仕候間合随分可有之事に候。右様之譯合に有之候間、是等之情合御賢察被成下候様仕度奉存候。

此の如く造船、航海等の技術傳授の方便を開陳した。少くとも和蘭陀政府は、弘化元年開國のやむ可らざる所以の忠告書を、我國に送りたるを首として、恒に我に向て、二百幾十年間の永きに亘る舊情を忘却しなかつた。

一 阿蘭陀政府にて奉希候は、阿蘭陀士官其外乗組之者より御用之船々

造船航海
術傳授方
申出

和蘭の情
誼

和蘭露米
と同一待
遇を望む

御渡申上候迄、一體之指揮都合等、右滯留中逐一御傳授仕、御呑込に相成、萬端都合能事出来候様成行を頻に承知仕度志望に候。如何にも厚意と云はねばならぬ。

一 昨年凡相定候所之事は、委細咬啗吧に、私より已に申越置候。又阿蘭陀政府今頻に承知仕度心得居候は、北亞墨利加合衆國政府及び魯西亞國政府より申立候事柄に付、如何様之御都合に相成候事哉、相伺度奉存候趣意は、外國之人民御取扱振、自然數百年來御當國渡來之阿蘭陀人よりも宜敷様之御遇接振も萬一御坐候時は、阿蘭陀國之者共事も、勿論同様之譯に御取扱有之候様御約諾を請度、阿蘭陀政府志望に候。

此は米國や、露國と、其の待遇一切の均霑を望むと云ふ譯にて、勿論至當の申出である。

一 今專相待能任候蒸氣船スームピング(船號)何卒早々到着、志望之趣意相貫、可成丈速に出帆仕候様成行度奉希候。

一 右船到着之上、彼是御手敷速に相叶候様仕度奉願候。

一 右等之次第、篤と御勘考被成下、何卒速に早々江戸尊政府へ被仰立被下候様奉願候。

一 前文申上候通、阿蘭陀政府より蒸氣船スームピング（船號）を以申越候事柄に付、御沙汰被成下候様奉願候。左候は、早々夫等之趣申越候様仕度奉願候。

右之通阿蘭政府より申越候次第謹で奉申上候。

甲比丹

トングル・キウルシユス

右之通和解差上候以上。

寅七月六日

西吉兵衛印
榎林榮七郎印

和蘭より
海軍洗禮

此の如くして我國は、先づ和蘭より始めて海軍的洗禮を受けた。尙ほ我感に於て、海軍創設の事も、此れと聯絡がある次第は、右の場合に於て物語るであらう。

第十六章 彼理の懷抱せる對東洋政策

【九一】 彼理の成功

日本の鎖國
打破

彼理の使命は、確かに成功した。北米合衆國は實に、日本を開くに適當なる適材を得た。彼の締結したる神奈川條約は、粗枝大葉にして、未だ以て完全なる日米通商條約とは云はれない。されど日本が二百幾十年間執り來りたる鎖國制度は、正しく此が爲めに打破せられた。其の根本義に於て然りとすれば、其他は縱令如何に重要な件を剩せばとて、それは細條節目に過ぎぬと云はねばならぬ。

彼理の廣
大權力

彼理は實に廣大なる權力を附與せられて、日本に來航した。彼が海軍長官より受取りたる使命書の中には、御身の日本に於ける使命を果たす可く、御身には多大なる獨斷專行の力を附

與せらる。〔日本に於ける艦隊遣往關係文書〕

との文句がある。又た米國政府の與へたる訓令中には、若し日本が米國の要求に應じない時には、御身は日本に向て、其の海岸に漂著せる米國の人民及び船舶を厚遇することを主張し、且つ此後米國の人民に對し、苛酷の處置を爲す時には、嚴に報復するとある可きを戒告せられよ。且つ遠隔にして細密なる訓令は爲し難きにより、臨機の處分權を御身に附與す。乃ち其の處置に過ありとも、之を寛假するであらう。

彼理の權
力適當の
行使

とある。されば彼理提督は、之を極言すれば和戰兩様の覺悟もて、來航したるものと云はねばならぬ。而して彼は正しく此の委任せられたる權力を、遺憾なく行使した。而して之を行使して、過る所なかつた。若し日本が積極的に抵抗したらんには、彼は其の抵抗を打破するだけの決心があり、且つ準備があつた。彼は戰爭の爲めに來航したのではなかつたが、固より戰爭をも、その目的の爲めには、廻避するものではなかつた。彼理の成功に就ては、海軍長官は左の

海軍長官
彼の推
奨

如く明言してゐる。

予は御身に向て、其の新奇にして、興味多かりし使命の、愉快なる成功に向て、予の深厚なる祝意を表す。

御身は御身の既に得たる名譽の上に、更らに名譽を加へた。貴官の屬する甚だ尊貴なる職掌（海軍）の上に、新たなる光榮を反射せしめた。而して我等は、此れが爲めに、御身の國の爲めに、商業の爲めに、而して文明の爲めに、百世子孫の受用する福祉の勝利を收得せんことを期待する。

と明言してゐる。

在廣東米
人の感謝

彼理の歸途に際し、廣東に在る米國商人等は、連署して、彼に感謝狀を呈したが、其中の一節には、左の如く記してゐる。

日本に接近する地にあり、從て其の利害の關係も密接であり、而して兩回も、貴官が、此處から日本に發航せられたるを目撃したる我等、貴官の偉大な企業に就て、希望と心配とを偕にしたる我等、貴官が、我等國家の爲めに

成就せられたる、偉勳に就て、熱心なる讃同、誇り、且つ満足を頌つ可き權利を、他の遠隔の地にある同國人よりも、恐らくはより多大なる程度に於て、要請する。

と云ひ、而して

貴官は人間の頑冥なる意志に打克つた。而して日本帝國の珍重したる鎖國制度を打破して、此の隔離し且つ教化ある國民を、國際的國民の家族中に引き入れた。貴官は此の仕事に暴力を用ひずして成就した。而して世界は、未だ一發の砲丸をも放たずして、我が合衆國の國旗の前に、偏癖の牆壁が崩壊したるのを、驚嘆もて眺めた。

適當なる
讚辭

此の頌徳の言葉には、若干の割引は必要だ。暴力を用ひなかつたのは、彼理提督が用ひなかつたと云はんよりも、日本政府が無抵抗主義を取つたから、之を用ひんと欲するも、用ふる機會は、是れ無つた。併し右の感謝書中に、妥協と強硬、手練と明察の希なる一致

と云ふ句があるが、此れ彼理に取りては、最も適當なる讚辭と云はねばなるま
50

米國人の彼理歡待

ペルリ歸心

本國歸著

郷黨の歡待

ペルリは茲に其使命を終へて歸路に著きたるが、其旗艦ミシシビーに座乗し下田港を抜錨したるは六月二十六日(即ち六月二日)にして、夫より例の如く琉球を過ぎり、同島主と何等かの交渉を遂げて後香港に向ひぬ。渠已に齡耳順に達し、今や歐人が殆ど不可能とせし日本開國の大任を果せり。何ぞ歸心なきを得んや。恰も好し、其香港に著するや、既に本國政府よりは訓令あり、英國船に因りて西航するも、將、本國軍艦に乗じて東航するも其擇ぶ所に任ずとの事なりき。依つて渠は前者を採り英國汽船マセドニアン號のマニラより寄港するを俟ちぬ。當時在留米人等は相謀りて其功勞を稱はむが爲め盛大なる饗筵を催はし、贈るに支那の寶石及び純銀を以て製したる精巧なる燭臺を以てしたり。九月十一日香港を辭して英國に向ひ、同國に達するや、更に和蘭に往き、首府海牙に米國公使として駐劄せる女婿の家に入り、此處にて夫人及び令嬢とも會して愉快なる數日を過ごし、更らに英國に歸り、是より海路本國に向ひ、翌一八五五年一月十二日恙なく歸著するを得たり。當時米國政府はデモクラット黨ホイッグ黨に代りて政柄を乗り、しかも日本遠征の舉はホイッグ黨の企畫に基づきしものなれば、ペルリは其日本と締結せし條約の批准に關し多少の懸念なきにあら

彼理終焉

ざりしが、デモクラット内閣は國民の輿論に鑑みて之を是認するに躊躇せざりき。渠が外交談判の報告書は一月三十一日を以て議會に送附せられたり。而して渠は海軍長官の褒詞を享けし外、何等特筆すべき政府の恩賞に預からざりしと雖、一般社會よりは其功勳に對し十分なる認識を得たり。即ち紐育よりは銀盃、ボストン及び其郷里なるニューポート市よりは紀念牌を贈與せられ、又厚く贖待されたり。是より渠は冠を掛け其生ひ立ちしニューポートの舊閣に退き靜に其晩年を送りしが、一八五八年一月感胃に罹りて臥床し、最初差して重患にもあらざりしかど、四月に至り病勢頓に革まり、同十七日遂に溘焉として逝きぬ。享年實に六十五歳。日本開國の目的を達して僅に四年を経過したるのみ。(日米交渉五十年史)

【九二】 彼理の志望と使命

帝國主義
實行者

彼理は東洋に於ける北米合衆國の帝國主義實行の先登者であつた。彼は其の實

行したる跡のみを以て彼の偉大なる計企を判断せらる可きものではない。彼は正しく第廿世紀の上半に於ける米國太平洋上の雄飛を、その當時より豫期してゐた。而して此れが爲めに、其の準備行爲として日本に臨んだ。彼を以て單簡なる平和通商の使者とするのは、全く皮相の見である。

トの観察
デンネット

彼の使命に就ては、彼の同國人デンネット (Dennet) の著「東洋亞細亞に於ける米國人」(Americans in Eastern Asia) の中に能く之を語りてゐる。今其の大意を左に掲ぐるであらう。

地選轉の心

彼理が日本と締結したる一八五四年の條約(安政元年神奈川條約)を以て、クツシンの十年前締結したる清國との條約に比すれば、何やら逆轉したる心地がする。若し單に條約のみに限定して覈査したらんには、彼理は日本に一杯喰はされたのではあるまい乎。將た彼は折角手に入る可き獲物をば、其の不決斷と、軟弱の爲めに、得る能はなかつたのではあるまい乎と見えないこともない。されど斯る比較は全く見當違ひである。彼理の取りたる政策は、單に條約其物

彼理クツ
シグに
優る數等

良好港灣
の搜索

彼理の東
洋發展の
理想

に限られたるものではない。そは更らに廣大に且つ遠大なる進取的なものだ。クツシグは唯だ支那に於ける、米國の商業上の利益を保護する一點に止つた。然も彼理は亞細亞、及び太平洋に於ける合衆國商業的帝國の基礎を定む可く感得した。然り彼は、單に商業のみならず、亦た政治的にも、亞細亞及び太平洋を基調として見たる、亞國官吏としての最初の第一人である。彼理は實に、海軍の軍略家的立場から前途を洞察し、極東に於ける米國商業上の利益を考慮した。而して避難所、貿易所、若しくは萬一、歐洲の或國と開戦の場合に於ける保護の地點たる可き多くの港灣を搜索した。

彼理の歸國するや、彼は斯く記してゐる。
合衆國の政策が從來他國と同盟せず、又た協調せず、又政治的に一切無頓着であつたから、即今發展しつゝある富と勢力のために、我等の上に餘儀なく重なりつゝある責任から、何時までも、回避し得らる可しと思ふは全く無用だ。我等の廣大に、且つ急激に發達しつゝある商業を保護する義務は、單に

賢明なる所爲のみならず、亦た必需の要務である。即ちそれは當然東洋に向
て蒸發し來らねばならぬ趨勢に向て、それぞれの準備をなす可く。
前途の開發に就ては我が國民の運命は、昭著なる態度を占めねばならぬ。我
等は國民的成功に屹度隨伴する、増大する勢力の雄圖から免かるゝことは出
來ない。

此の如く彼理は、太平洋及び亞細亞に於ける澤山の米國人の居留地が出で來る
將來を嚮望した。それは必らずしも植民地と云ふよりも、寧ろ米國人の分派、
支流とも云ふ可きものとして。

是等の商業的居留地は、壘壁を築造してはいけぬ。然かする時には必らず歐
洲の國民から敵意を挑發する。それよりも武裝せずして、その地方に於ける我
が商業の永續せる繁昌こそ望ましかれと、彼は云うてゐる。

彼理は其の本國に送りたる書翰の中に於て、西部大陸以外に、合衆國の領土的
支配權を擴張するの必要を開陳してゐる。彼は記して曰く「予は東洋に於け

壘壁を築
かす

領土的支
配權擴張
の必要

る、我等の制海權を擴張する爲めに、必須なる政策として、地球の此の部分
に於て、立脚地を得んことを勸告するの責任を取る」と。此の如く彼は實に東
洋に合衆國の出店を設けんが爲めに出張したのだ。

〔九三〕 米國の太平洋に於ける帝國主義の先驅者

彼理懷抱
の政策

彼理は合衆國の著手す可き三所を指點した。それは小笠原島、琉球、及び臺灣で
ある。而して更らに合衆國が其の國民的友誼と而して保護とを暹羅、カンボチ
ヤ、交趾支那、ボルネオ、及びスマタラの、一部而して東方多島海の諸島に、
國民的友誼と保護とを擴張せねばならぬ旨をほめかした。彼以前の米國人
にして、未だ此の如き濶大なる野望を有したる者なく、彼以後の米國人にして、
亦た此の如き者、殆んど稀れた。此を以て彼が日本と締結したる條約の不充分

彼理の琉球占領計畫

米英争覇の豫想

なる釋明が出来たる。惟ふに彼理は彼が懐抱したる偉大なる計畫の第一著手にして、其の全部は、漸次に實行す可きものであるを信じたからだ。蓋し、日本との友誼的條約は、此の計畫の一條目に過ぎないのだ。

彼理提督は吾人(米國人)に向て彼が遂行せんと欲する政策の、如何なる性質のものであるかを残してゐる。彼は合衆國から東洋へ發航する途中から、海軍長官に其の計畫を詳細に披陳してゐる。彼は、

我が(合衆國)軍艦の便宜の爲め、且つは各國民の商船の安全なる碇泊所として、琉球を占領せんと欲した。彼は惟らく、

此れは道義法の最嚴正なる規則によりて、正認せらる可き方策であるのみならず、厲酷なる必要の法によりて考慮せねばならぬものである。

と。彼理は更らに合衆國が、英國と太平洋の覇權を、決定的に争ふ日の來る可きを豫想して、斯く記してゐる。

我等は我が大なる海權上の競争者英國の東洋に於ける領土と、其の武装した

米國務長官返事

る港灣の恒久に、且つ急速に増加しつゝあるを見るにつけても、我等も亦た速かに其の對策を執るの必須を勸告する。世界の地圖を吟味すれば、英國は既に東印度、及び支那海に於て最も重要な地點を所有してゐる。而して特に支那海に於て、尤も然りとす。

但だ仕合せには、日本及び太平洋の自餘の諸島は、此の恥を知らざる政府(英國政府を斥す)が、尙は未だ手を觸れずにゐる。而して其の諸島の或者は、合衆國に取りて、今後最も重要となる可き大貿易の通路に横はりてゐる。されば船舶の避難所として十分なる數の港灣を獲得す可く、働らさかくるに、一刻も猶豫す可きではない。

以上の申込に就て、國務長官エヴェレットは、一八五三年(嘉永六年)二月十五日附にて、大統領に代りて、答へてゐる。武力に訴へずしては、日本本部に於て、港灣を得る能はざる場合には、日本の屬領と假定せられたる琉球の重なる港灣を占領するを認可する旨を答へてゐる。然もエヴェレットは、彼理に向て、

彼理特派の眞目的

代價を拂はずして糧食其他を取る勿れ、自衛の爲めに已むを得ざる場合の外は、暴力を使用する勿れと戒告してゐる。

以上は米人デンネットの記したる大意である。然も其の根據は殆んど悉く公文書によりたるものにして、何等揣摩、臆測を雜へてゐない。されば我等は之を信憑す可く充分なる理由がある。而して之によりて見れば、吾人は決して彼理の日本來航を以て、無邪氣なる平和の使者として驩迎するのみを以て足れりとすべきではない。米國政府が彼理を特派したる目的は、果して如何なる深志の存したる乎を詳にしない。或は唯だ米國が支那に通商する仲次所として、鯨獵船が、北太平洋に出沒する避難所として、日本の開港を要求したるに止つたかも知れない。されど彼理當人の目的は、決して之に止らなかつた。彼は實に太平洋に於ける米國帝國主義の先驅者として、出掛けたのだ。而して其の使命の眞相は殆んど一世紀の三分の二を過ぎて、漸く事實の上に發現し來つた。

【九四】彼理と琉球

彼理の琉球占領具申

彼理は彼の第一回に日本を訪問するに際し、琉球を其の艦隊の集合所となし、良港を持ってゐる那覇は、其の貯炭所とすることに、見事に相談を調へた。其の秋期には一隻若しくは數隻を恒に碇泊せしめた。而して彼が再び日本に向はんとするに際し、一八五四年一月二十五日附にて、海軍長官に一書を與へ、琉球を米國々旗の下に措く可き所存を重ねて確めた。

日本政府が協議を拒否し、若しくは我が商船捕鯨船の爲め港灣を割り當てることを承知せざるに於ては、米國市民に與へたる海辱と損害との報償として、予は日本帝國の屬領なる琉球をば米國々旗の監視の下に措かんことを期す。而して我が政府が果して予の行動を是認する乎、否乎の決答を得る迄は、先づ斯く琉球を押へて置く積りである。

と。此の意見書に付て、國務長官ドブリンは、一八五四年五月二十九日附に

國務長官の右具申否認

て、大統領ビアースと相談の上、斯く答へてゐる。

大統領は國會の権能無くしては（按ずるに國會の協賛）遠隔なる國の島嶼を占領し、且つ保持するを欲しない。特に現存の理由以上の、より多き必須にして且つ有力なる理由が之を要求せざる限りに於ては。

若し將來に於て、反抗生じ、如何ともする能はざるに際して、其の占領したる島嶼を、再び之を他に渡すが如きあらば、寧ろ不面目である。且つ一旦之を占領すれば、之を保持する爲めに兵力を駐在せしめねばならず、それでは寧ろ不都合であり、且つ不經濟である。

斯く大統領ビアースは占領の事件が出来せざらんことを望んだ。彼が此の問題に就て、思案投首の言葉から見れば、彼は正しく彼理が若し今ま速かに米國が琉球を占領せざるに於ては、露國、佛國、而して恐らくは英國が、先廻りをし、斯くするであらうとの警告をも、考慮してゐたに相違あるまい。彼理は曰く、

米大統領の所思

彼理の占領計畫根

彼理の先見

彼理の眞實命

我國（合衆國）の制法は、海外に我が領土を擴張するの精神ではないが、然も世界の此の遠方（東洋）に於ける我等の商業上の利益を保護する確切なる必要は、我等をして斯く爲さしむ。而して如何に我等よりも無遠慮なる列強の企謀の裏を掻く爲めには、勢ひ雄斷の方策に出でざるを得ざらしむ。

と。以上はデンネット氏の所記であるが、予は如何に彼理が五十餘年の前に於て、五十餘年後の大勢を豫測したかに驚かざるを得ない。彼は米國が太平洋方面に向て、帝國主義を取るの已むを得ざる可きを洞見し、其の第一石を投せんとした。而して彼の言は當時の米國執政者に用ひられなかつたが、然も其の子若しくは孫の時代に至りては、更らに一層も、二層も輪をかけて實行せられた。看よ太平洋心の布哇は如何。太平洋、印度洋、支那海の交叉點とも云ふ可き比律賓群島は如何。

嘉永安政の日本人は、果して幾許の程度に於て、彼理を諒解したる乎。彼が羽田沖まで軍艦を乗り入れれば、上下は乍ち震動した。彼が下田に去れば、上下乍

恐ろしかりし彼理

ち安堵した。然も彼理は徒らに戦を欲する者でもなく、又た徒らに平和を欲する者でもなかつた。彼は北米合衆國の爲めに、東洋に其の出店を作る可く、出掛けて來たのだ。彼が衷心自覺したる使命は、彼を派遣したる者の使命以外であつた、以上であつた。

米國から云へば、彼が如き人物を日本に特派したるは、非常なる成功であつたと云はねばならぬ。日本から云へば、決して氣樂な相手ではなかつた。彼理は決して日本を日本のみとし見なかつた。彼の眼中に映じたる日本は、極東の一部としての日本であつた。彼は米國の世界政策を實行する一部分として日本を相手とした。

【九五】 彼理と小笠原島

彼理小笠原島占領計企

彼理の計企は更らに日本の南約五百哩、ホノルルと上海との航海の直路に横る無人島(小笠原島)の占領に及んでゐる。

彼は日本に向ふに先ち、是から是等の島嶼を踏査し、海軍省の爲めに、役所、波止場、石炭小屋を設置するに適當なる地點を購求した。ピール島なるロイド港に於て。それより四個月後ブライモス號の副長ケルリは、彼理の命によりて、該島嶼の南部を公然と占領した。其の島嶼は一八二七年英國ブロスンム號の艦長ビーチエーによりて、ベリー島と名けられてゐたが、彼理はピールチエーよりも四年前、米國の艦長コフィンが、此處を訪問した事實に據りて、同人の名譽の爲めに、改めて之をコフィン島と稱することとした。

彼理は如上の措置、及び彼が最初に日本を訪問したる際に於ける其他の敵對行爲をば、是れ畢竟日本の爲政者等を恐怖せしめ、それによりて目的を達す可く、已むを得ざるに出でたる行動である旨を自から辯護してゐる。然も彼理は彼が頗る樂觀しつゝ、あつた太平洋外の貿易に就て、重要な避難所を獲得

日本人彼
當然

したることの満足を、自から掩ふ能はざるものがあつた。
 斯く米人デンネットは記してゐる。されば當時の日本人が、彼理の來航に就て
 多大の恐怖心を生じたのは當時の日本人としては、固より腑甲斐なかつたと云
 ふ可きも、亦た一面から觀察すれば、彼理其人の目的が先づ第一に日本人の膽
 を破り肝を寒からしめ、而して後其の恐怖心に乘じて、我が所志を逞ましくす
 るにあつたことが明白であつたと云はねばならぬ。而して日本人は全く彼理の
 豫期せる通りに、其の計中に落ちたものと云はねばならぬ。
 彼理は固より抜かぬ太刀の功名にて、唯だ日本人を恐怖せしむれば足つたので
 あらう。必らずしも自から求めて、日本人に砲火を浴せ掛くるを欲しなかつた
 であらう。されど若し日本人が恐怖の餘猫の如く柔順ならず、窮鼠となつて抵
 抗する場合には、彼理は決して戦鬪を回避するものではなかつたであらう。さ
 れば彼の目的は、日本と戦ふ爲めに來航したのではなかつたが、其の手段は、
 戦も決して辭せざるだけの覺悟を示したことは間違なき事實だ。

攘夷精神
煽揚

英國の談
判

此れが日本人を恐怖せしめたことは、正しく其通りであつたが、然もそれと同
 時に、外人は無禮である。外人は日本を侮蔑した、外人は膺懲せねばならぬと
 云ふ、所謂の攘夷精神を、日本人の間に煽揚したる事實も、亦た無視する譯に
 は參るまい。固より日本人の攘夷精神は彼理來航以前からの事にて、彼理來航
 によりてそれが創造せられたものではない。而して如何に彼理が恭敬にして、
 遠慮勝に振舞ふたとて、日本人の攘夷精神は、それにて直ちに拂拭し去らるゝ
 ものではあるまい。されど彼理の行動が此の精神を挑撥し、煽揚し、激昂せし
 めたることは争ひ難き事實であらう。

以下デンネットの所記につゞく。

斯く無遠慮に且つ無作法に無人島(小笠原島)の一部を擅有したる事に就て、英
 國は決して之を無抵抗に看過するを許さなかつた。
 彼理が香港に碇泊し、日本に再度の訪問をなす可く其の艦隊を集合しつゝあ
 る際英國貿易監督官サー、ジョン、ボナンは、クラレンドン卿(當時英國の外務

大臣の命によりて、彼理に會見し、其の説明を徴してゐる。當時宛もクリミヤ戦争中にて然も露國提督、ブチャーチン伯は、支那海にあり、彼理とは最も友誼的であつたから、自然英國側の彼理に對する談判も巧妙に、且つ妥協的であつたことは云ふ迄もない。

彼理の抗議

彼理は英國側の申分に對し、此の島嶼に就て、對抗の要求を提出してゐる。それは米國の艦長コフィンが英國の艦長ビーチエーよりも、少くとも三箇年以前に此の島嶼に來りたる事、而して一八三〇年以來サンドウイチ島（布哇）より移住し來りロイド港に居る者は米人の二に對し、英人は一に過ぎざる事實を指示してゐる。

協理的安

然も彼理は此の抗議をば、妥協的精神もて提出し、英米兩國は互ひに敵對するよりも寧ろ協して太平洋航海を開拓せねばならぬ旨を告げてゐる。惟ふに彼理は此の島嶼をば、貿易の爲めに、香港同様、自由港とする積りであつたであらう。

碇泊一般便宜地

彼理米海軍省に與へて小笠原島の價値を論ずるの書

本官は巡航の當初より、郵船の聯絡地、若くは適當なる停留地として、又碇泊の一般便宜の爲に、本官の目下碇泊せる港（琉球那覇）及小笠原群島の主なる港灣に絶えず思を致し申候。願ふに郵便線路は遠からずして、我が太平洋岸の或る港と清國との間に設けられ可申、此の事たる、大に望ましきことにして、若、行はるゝときは、此の赫赫たる時代の歴史に於てすら、尙ほ合衆國の商業に最大必要のものとして異彩を放つべきものと存候。：：此の如く敏速に、且、此の如く確實なる交通より生ずべき利益の如何は到底之を豫測すること能はず候。

小笠原島港灣及位置

本官は、此の書簡に於て、小笠原島の詳細を悉すこと能はず候へども、父島のロイド港は汽船の石炭貯藏所、及船舶の停留地に最も能く適當せりと申せば十分に、地理上の位置は、サンドウイチ島より、上海若くは香港に到る便利の航路に有レ之候。：：氣候は健康に適し、港灣は便宜且安全にして晝間にては夜間にては、出入容易に有レ之候。：：然れども若、本省に於て、合衆國の名を以て該島を占有せんとするの意あらば、本官は之を占有し、極力之を保持可致候。：：琉球は日本の直接に於て且、價値ある屬國に有レ之、而して吾人は、今日に在りても、之に對して我が現在の目的に必要なる總べての支配權を有し居候。：：本官は船艦の餘裕あり次第、一隻を此に止め可申候。（開國大勢史）

〔九六〕 彼理の雄圖

彼理の東洋政策

彼理は上記英國貿易官ボナムの質疑に付て華盛東政府へ報告の際に、更らに彼の懐抱したる東洋に於ける一般政策に關し重ねて斷言した。

予は我が國民的權利の寸毫をも毀損せらるゝを許さない積りである。否な今日には正に是れ東洋に於て我が國民的權利を擴張す可き位地を占むるの時期であることを信ずる。乃ち此れに由りて合衆國の勢力と威光とが、我が國民的權利をして最大重要のものとして、東洋諸國の間に徹底せしむることを信ずる。蓋し東洋諸國に於ては、國民的權利の大小輕重は武力を發揮するの程度如何によりて一般に認定せらるゝものである。

然るに日本官憲が調停的精神もて、江戸灣に於ける彼理の再航を待つたから、其の局面を全く一新し、彼理をして彼が前に宣揚したる政策を實行し得べき理由を、一切奪ひ去つた。斯くて無人島の占領も閑却せられた。而して日本政

彼理の先朽かる

英米兩國要望放棄

琉球との約束

馬尼刺船臺派遣

府が一八六二年に於て、英米兩國に、該島の先有權を要望したるに際し、兩國は日本が既に數百年前之を占有したる事實に徴し、兩國の申分はよても是れに對して、齒が立つ可き程のものでなきを以て、何れも其の要望を放棄した。

彼理は日本と條約を締結して數月後即ち一八五四年七月十一日琉球王と約束を取り極めた。而して合衆國の元老院は、日本との條約を批准したる後、數日後に亦た批准した。此の約束では琉球をば日本からも、支那からも全く獨立したるものとして取扱うてゐる。而してそは唯だ破難船乗組員の救護、及び那覇を物資供給及び通商の港として開くだけの事に止つた。

然も一八七二年日本が琉球に於ける其の主張を改めて申し出でたるに際して、合衆國は、従前琉球が合衆國に約束によりて附與したる權利を、日本政府が其儘引き受くる責任を確めて、それを承認した。

却説彼理が日本に再航の後、其の艦隊が分散するや彼理は二隻の船をマニラと臺灣とに派遣した。其の臺灣を見舞ふたる目的は、臺灣に於て米國の破難船の

乗組員が拘禁せられてゐると云ふ報道の屢々なるを吟味すると、石炭礦が存在すると云ふ報道を確かむるが爲めとであつた。然るに船員の拘禁せられたるものは無つたが、石炭の良質にして多量なるものは發見せられた。當時は何等の手を著けなかつたが、彼理の合衆國に還るや、彼は合衆國は獨り自から進んで此の立派なる島に先鞭を著けんことを奨説した。

米國對東洋二政策

我が米國は、東洋に於て、恒に判明してはゐなかつたが、自から二個の政策の存在したることを認むる。一方は東洋に於ける領土擴張などを一切目途とせず。唯だ國際法と條約とによりて米國の利權を進めんとする政策と、他方は彼理の政策にして最後の目的は平和に相違なきも、米國の利益を擁護するには、英國の香港に於けるが如く領土的占有が必要である。故に東洋諸國に向て、其の讓與を促がす可く、恫喝的手段に出でねばならぬと云ふ事である。

日本の服従の意義

大統領ピアースと、國務長官マーシーとは、此の二個の政策の何れを撰擇

日本危機

した乎明白ならざるも、然も日本が一八五四年に於て、彼理の平和的要求に服従したる事は、亞細亞に於ける米國の政策を決定するに、最も有力なる要求であつたことは極めて明白である。

彼理雄圖埋没の因

以上はデンネットの所説の梗概である。而して大體に於て見當が外れてゐないと思はる。彼理が米國の爲めに謀りて忠なるは云ふ迄もない。されどそれだけ日本に取りては頗る危険であつた。若し當時の米國政府が彼理の意見を容れ、更らに彼を刺戟し、彼をして手一杯の仕事を作さしめたらんには、米國の東方に於ける帝國主義は、當時よりして既に實行せられたであらう。當時英國も露國とクリミア戦争最中であつたから、東洋に於て火事場泥坊的の仕事も、決して不可能ではなかつた。但だ當時の米國政府の彼理を特派したる大統領領フィルモアは、彼が東洋に向ふ航海中に罷め、ピアース之に代り其の政策も自から一變したれば、折角提出したる彼理の意見も、餘り嘉尚せられず。而して日本政府の叩頭は、彼をして手を著くるの理由なからしめ、空しく彼の

雄圖を、半世紀の後まで埋没せしむるに至つたのだ。

第十七章 米使條約批准の爲渡來

【九七】 アダムスと神奈川條約

條約批准

所謂る神奈川條約は、彼理によりて締結せられたが、其の調印交換は、アダムスによりて行はれた。

安政元年の下半年は寔に多事多故であつたが、記事の便宜上、それ等は他の場合譲りて、此處には先づアダムスの調印交換の事を掲ぐることにする。

アダムス

却説も海軍中佐アダムスは、條約の謄本を携へ、サラトガ號にて、一八五四年（安政元年）四月四日江戸灣を出帆した。五月一日、布哇ホノル、に著した。それから最初の便船にて桑港に向ひ、巴奈馬を経由して、七月十二日華盛頓府に到着した。即ち日本から三個月と八日にて到着した。條約は大統領から元老院に諮詢した。同院は速かに全會一致にて批准した。

下田再渡

アダムスは之を携へて九月三十日紐育を發し、大西洋を渡り英國を経て、大陸路を取り、一八五五年一月一日香港に達した。提督アボットは、ポーハタン號もて、彼を乗せて直ちに下田に向ふ可く命じた。斯くて彼は條約批准交換の全權員として、一八五五年一月二十六日下田に到着した。即ち此の旅行が三個月と二十七日。又條約調印から大統領及び元老院にて批准せられ、再び日本に來著する迄、九個月と二十二日を経過した。

下田震災被害

アダムスの下田に到るや、彼は其の土地の満目荒涼たる變化に驚かざるを得なかつた。彼の不在中、一八五四年十二月二十三日、日本の全海岸に大地震あり、江戸にも若干の損害があつたが、下田には殊更ら其の損害が酷しかつた。然もそれにも關せず、日本人の氣力を顯はす可き弾復性が、發揮せられてゐた。彼等は坐ながら其の不幸を悲しまず、聊か失望の色なく、何れも勇らしく、其の業に勇んでゐた。ポーハタン號が著港したる際には、損害の取り除けやら、再建築やらにて、何れも忙がしく従事してゐた。下田港灣の外形は、何等の變

日本人親密となる

化なかつた。されど地震の爲めに礎を下す海中の土砂は悉く洶流し去られ、海底は只だ巖石のみにて、僅かに蒸氣力にて、巖石との衝突を避くるを得た。日本人は前回よりも一層好誼的に且つ交際し善くなつて來た。士官は何等の差障りなく、田舎を逍遙し、村落を訪問し、隨處に驩迎せられた。探偵も廢止せられたと覺えて、誰も監視するものなく、又た追跡する者もなかつた。

市場開始

商店は何れも地震の爲めに破壊せられ、未だ恢復しなかつたが、然も寺院を取り繕うて、市場が開かれ、江戸は勿論、其他内地の町から種々美麗なる什物が陳列せられた。士官等は、市場に招致せられたのみならず、其の購買せんことを要求せられた。而して士官等は何れも隨意に其の好む所の物を得た。

下田市民米貿易船を待望

下田市民は何れも米國から速かに貿易船の來港せんことを待ち焦れつゝある旨をアダムスに告げた。而して下田奉行一條約を締結したる委員の一人はアダムスに向て若し米國にて領事を選定し、下田に來り住するを得しめなば、彼は頗る快心の事である旨を、私かに告げた。

日本人の
米書慾求

日本人は英語の書を得んことを欲した。就中醫書、及び科學に關する書を。而して士官等は多くの貴重なる書を彼等に與へた。彼等は宗教を除くの外、如何なる書籍をも貪り求めた。

宗教書返

一の事件が生じた。アダムスはこれに就て、聊か慚色ありと自から語つた。下田奉行は宗教書の一把を送還して曰く、此れはビツチンガーが秘密に遺し置きたるものにて、國法に反し、且つ不正の事であるから、希くは携へ還らんことを、而して予は固より肯諾したと。ビツチンガーは彼理艦隊に屬したる牧師にして恐らくは宗教の目的もて斯く遺し置きたるものであらう。(合衆國艦隊遠征記事)

【九八】 條約批准交換に關する米國側の記事

日本人の

アダムスは前に米國大統領から日本國王に贈りたる雛形の蒸氣車を、日本人

新知識獲
得

自から運用するの術を學んだことを見出した。而して彼等は更らに救命艇をも、操縦するを得た。但だ電信機的作用だけは、彼等は尙ほ難しと云うた。

日本委員
皆アダム
ス交友

アダムスが陸上用務の無き際は、毎日副奉行や、其他の高官達が、彼を訪問にやつて來た。其の會見は、宛も舊友の懇話であつた。而して彼等の或者は、正しく舊知であつた。下田奉行伊澤美作守は、條約締結の委員の一人であつた。條約の翻譯に就て我等(米人)を幫助したる、我等の舊友、通譯官森山榮之助(原註、彼は英語に通じた)も、當然昇進して、下田に來てゐた。而して自餘條約

委員の好
感

締結の委員達も、批准交換の爲めに來てゐたから、海軍中佐アダムスは、他人の中に在るの心地を爲すを得しめなかつた。

批准交換
上日本人

委員達は、彼理提督に就て、多大の興味もて問訊した。而して種々友誼的、且つ同想的の音信を送つた。彼等は又アダムスに向て、彼理提督の名は、日本の歴史に永久に存す可き旨を、當人に傳語せんことを依頼した。批准交換に就ては、日本人は二個の反對説を提出した。此れは彼等が約束を違

の反對

奉するを欲せざるより生じたるものではなかつた。但だ文義上のことにて、寧ろ彼等が條約書の字句を、入念に解釋し、且つ彼等が儀式上に、深厚なる敬意を持つた爲めであつた。反對の第一は、彼等の有する條約文面には、十八個月後とあつた。我等(米人)のには十八個月内とあつた。然も漢文、和蘭文の翻譯には、何れも英文同様十八個月内とあり、而して英文が原文であるから、日本もこれから翻譯したるものであつた、其の相違は、畢竟日本人翻譯者の無學から來たことであり、而して英語の内(within)なる字義を説明したから、彼等は機嫌よく其の反對説を撤回した。

日本人反對の第二

第二の反對は、米國政府に與ふる條約書の日本文に、皇帝(將軍を意味す)の親署名一件だ。彼等は曰く皇帝は決して如何なる文書にも親署しない。それをするは老中である。アダムスは既に日本に渡す可く携帶し來れる條約書には大統領及び國務卿が署名したれば、米國に渡す可き條約書にも皇帝の親署が然る可く、殊に皇帝が條約を締結せしめたる當事者として指名せられてあるからに

批准交換

は、斯くある可き譯合であることを説示した。此に於て遂ひに皇帝と老中とが、共に署名することとなり、その通りに實行せられた。

二月二十一日此の如くして條約書が、正式に交換せられたるや否や、ポーハタンの船首には日本の國旗が掲揚せられ、十七發の祝砲は發たれた。日本の委員達は、彼理提督と共に協定せられたる條約附録の批准せられたる文書を交附した。(參照 六九) 彼等はそれを條約の一部と心得、それを大統領に渡し、米國側の批准が濟み次第、成る可く速に米國船にて更らに此方に送附せんことを依頼した。

批准交換の翌日二月二十二日、ポーハタンは下田を去つた。當日は開祖ワシントンの誕生日だ。此の如くして我が新たなる、而して希くは恒久なる日本との友誼的關係が、少くとも其の期日に於て、ワシントンの名と相ひ伴ふてゐる。

(合衆國艦隊遠征記事)

日本の成功

以上は米國側の記事の梗概だ。如何に日本の友誼的態度が、米人の鼻先を打つ

たか、而して如何に日本當局の取りたる平和的態度が、米國の帝國政策をして、頓挫せしめたる乎を知る可きであらう。固より當時の幕閣には、遠大の見識ある外交家の存在したる筈はなかつたが、然も彼等が已むを得ずして取りたる政策は、意外にも彼理の裏を掻く結果となつて來た。

【九九】日本側の記事、アダムス下田に來著す

アダムス
下田來著

譯て日本側の記事を見れば、アダムスの下田入港は、安政元年十二月九日であつた。
寅十二月九日、亞墨利加蒸汽船ポーハタン、八半時頃（午後三時頃）入津。與力通詞御小人目付渡來之意爲レ糺乗組候所、アアダムス面會、差出候書面翻譯左之通、

アダムス
差出書
譯

一 北亞米利加合衆國政府と帝國日本と取極之條約十二個條に、提督ベルリと日本全權と、神奈川に於て調印之日より十八个月中に、治定之條約取替すとあり。

一 我此度フレッシュテント調印の條約を持來り、是を其爲用意ある日本貴官へ差出し、同時に日本語之治定條約、日本帝之調印を以受取べし。

一 我此度全權之位に任じ來り、日本貴官へ問ふ書面を以取替し、日本貴官に於ても、同様之官位を以同時に書面を我に渡さん事を希ふ。是は國風故なり。

一 日本において條約を請取、合衆國へ歸船する事なれば、取替之事可成は速なるを希ふ。若日本政府に於て差支あらずば、江戸へ渡らんため用意せり。又は日本に於而、其爲貴官を設あらば、合衆國之ポーハタン船に於て、取替之用意をなさん。

交換迅速
なをふ

一 我持來りし條約には、フレンチメント之調印あれば、日本に於ても同様日本帝の調印あるべし。

一 治定之條約取替の時以前之條約をもつて引合、無相違を見る事肝要なり。

一 條約取替之事相違あらざるの證書貳枚に、是を取扱ふ日本貴官の調印あるべし。「幕末外交文書」

以上が米國アダムスからの申出であつた。尙は下田奉行の届書は、左の通りであつた。

下田奉行 届書

亞米利加船之儀に付申上候書付

伊澤美作守 都筑駿河守

先刻御届申上候亞米利加蒸氣船壹艘當港入津仕候に付、應接與力御普請役御小人目付並通詞差遣爲ニ相糺候處、右船主はマツクリネー總督

アードムス、乗組三百餘人、アードムス儀は三個月以前、本國ワシントンより英吉利國之蒸氣船に便船し、唐國に而此度之船乗替、十日以前香港出船、今九日、入津仕候旨、アードムス申聞横文字手覺書差出候に付別紙和解(参照前文)相添此段申上候。尤明朝組頭共差遣、猶又委細之儀は可ニ申上候得共、此段御届申上候。以上。

寅十二月九日

アダムス 差出書簡

而して翌日下田奉行支配組頭、黒川、伊佐、松村、中臺等、ポーハタン號を訪問の際、アダムスより差出せる書簡は左の通りであつた。

江戸に於て

阿部伊勢守様え

提督ベルリと帝國日本と取極し條約、合衆國に於て而評決致しフレンチメント之調印を以て治定之條約書、北亞墨利加合衆國より當所へ持渡り候、此儀爲ニ御知一申上候。

條約十二個條に有之候通り、治定之條約書取替之ため、全權之位に任じ、日本政府に於て此儀取扱之貴官え面會いたし候ため、用意致能に在候。右敬而申上候。

千八百五十五年第一月二十六日（安政元年十二月九日）

ボウハタン船、下田におゐて

コムマンドル

アーダムス

下田奉行
何書

右に付下田奉行は、左の如く十二月十日付にて、老中へ伺書を差出してゐる。

亞米利加より差出候横文字之儀に付御内慮奉伺候書付

伊澤美作守
都筑駿河守

下田港入津亞米利加船之儀、昨九日、申上候通、今日、私共支配組頭並立會御勘定方御目付方通詞召連、右船え差遣候處、船中之様子

當夏中杯とは違、至而平穩之由、尤彼方私共え應接之儀申出候儀と一同心得居候處、右様之儀更に不申出、別紙横文字壹封（参照前文）伊勢守殿え差上吳候様、使節代りアーダムス申之、組頭え差出候間、何れ私共迄可ニ差出相答、受取持返り差出候處、別に控も無御座候趣に付、當十月中被仰渡候、次第も御座候間、私共破封仕、通詞に和解爲仕、則横文字一同差上申候。勿論私共儀も、一兩日中に應接之儀申上、アーダムスえ來著之始末相尋、可成丈取纏候、心得には御座候得共、前書差出候横文字御覽之上、書面之廉々御賢慮之次第御内慮奉伺候。以上。（同上）

尚ほアダムスと下田奉行會見の様子は次に記するであらう。

アダムス下田入港

亞米利加蒸氣船一艘入津之儀申上候書付

第十七章 九九 日本側の記事、アダムス下田に來著す

伊澤美作守
都筑駿河守

今九日未中刻頃、神子元島沖合に、異船一艘相見候旨、其筋より追々注進申出候に付、見届船其外
手配仕候内、同下刻頃、迅速に當湊入津仕候に付、早速應接懸與力立會、御普請役御小人日付並通詞
差遣申候。尤亞墨利加蒸氣船に而、船號ボーハタン之由、水先案内の者より申出候。委細之儀は、得
と相糺可ニ申上候得共、先不ニ取敢ニ此段御届申上候。以上。(外交記事本末底本所引菊地隆吉留記)

【100】 條約書交換に關する彼我の注文

幕府應接
員申渡

下田奉行
應接上申

幕府は十二月十二日を以て、林大學頭、井戸對馬守、鶴殿民部少輔に對して、
下田表え去る九日、亞墨利加船條約爲ニ取極一渡來に付、一應下田奉行應接之
上、申越次第、明日にも出張之心得に而可被有之候事
と申渡した。而して同日下田奉行よりして、左の如く應接の件を上申し來

つた。

去る十日(參照 九九) 申上候通り、亞墨利加船え私共應接之儀申遣、
今十二日、當所長樂寺え使節代アーダムス士官共九人外に下官貳人罷越候
に付、私共並支配組頭立會、御勘定方御目付方出席及ニ應接一候處、亞
人之様子至而平穩之儀に御座候。尤初應接之儀に付、巨細之談判は、仕
兼申候。委細之儀は、追々可ニ申上候得共、先此段御届申上候。以上。
寅十二月十二日

伊澤美作守
都筑駿河守

交換委任

交換心得

固より平穩である可き筈だ。而して十三日付にて、兩奉行に對し、
此度亞墨利加國を治定之約束書持參之旨、右爲ニ取替一一條は、其方共え御委
任被成候間、引請取扱可被申候事。
との命令書を達した。此の如くして兩人が此方の全權委員となつた譯だ。而し

第十七章 100 條約書交換に關する彼我の注文

て同日左の如く批准交換に付き、其の心得方を達した。

覺

亞墨利加より、十八ヶ月過、約條書差越候節、答は附録末文（參照六）に、誰に委任ある共意之儘可存と有レ之間、御役人調印に而も可然哉と存候。然處此度之手覺書（參照六九）には大統領調印故、上之御調印を相願と有レ之不都合にも相聞候間、右等之邊は如何勘辨被致候哉。

但、右の意味不ニ相分一候而は、約條書調方にも差支候間、早々可被ニ申聞一候。併附録約條之趣も有レ之候間、應接之面々調印に而相濟候様いたし度候間、厚く勘辨取計可被レ申候。

一 條約十二ヶ條と有レ之附録之事更に不ニ相見、右も心得渡來之儀とは存候へども、如何に候哉。

一 約條書ケ條、神奈川並下田表に而爲ニ取替一候廉々、相違は決而有レ之間敷候得共、篤と入念被ニ取調一候様存候事。

交換期に
題する間

此の如く彼よりは將軍の調印を望み、我よりは應接掛の調印にて濟さんとしてゐる。而して問題は既記の如く（參照九八—九九）更らに其の期限に關して生じた。一方は十八ヶ月以内、他方は十八ヶ月以後だ、即ち十二月十六日附下田奉行の内狀は左の如し。

以ニ内狀一得ニ貴意一候。然ば去ル十二日付内狀に申進候通、亞墨利加船之儀、當三月後十八箇月を過ぎ、約條書爲ニ取替一可レ申心得に御座候處、彼方に而は十八ヶ月之内猶更早く相成候方宜旨、條約之内に認有レ之候旨、手強く申居候に付、魯西亞應接掛りえ掛合之上、森山榮之助え拙者共支配組頭並立合方通詞をも相添、今十六日、亞船え差遣候處、當夏中此方差遣置候、和文之條約並蘭文等持越不レ申、エケレス語之方而已差出候得共、右に而は取用以難ニ相成一候間、其儘罷歸、右之段組頭共申聞候。依レ之勘考仕候處、右に而は證據無レ之間、當六月中、林大學頭始より進達仕置候、條約書並附録和文とも不レ殘被レ遣候様仕度

證據調べ

候。尤御目付方並拙者共手附出役之者差添、少しも早く御廻し相成候様仕度奉存候。乍併彼方手覺書（參照 九九）を以て申出候。不都合之廉々はアーダムス呼寄、追々應接仕候積に御座候。右之段可レ得貴意一如レ斯御座候。以上。

十二月十六日戌下刻（午後九時）認候。

都筑駿河守
伊澤美作守

林大頭様
井戸對馬守様
石河土佐守様
松平河内守様
鶴殿民部少輔様
塚越藤助様

岡田利喜次郎様

猶以拙者共手附出役之儀、山田甚之丞へ被ニ仰渡一候様仕度候。右に付、御證文等之儀は可レ然御取扱可レ被下候。急速之儀に付、道中其外抄取候様、且又被ニ仰渡下候。以上。

第十八章 條約批准期及條約書署名の問題

【1017】下田奉行とアダムスの對話 (一)

後れが
日本流

問題は極めて簡單である。其の一は十八個月以内か、以外かである。他の一は條約書に調印する人が、將軍が將軍の命を奉ずる幕吏かである。然も米國側には、只だ一刻も速かに批准交換を望み、日本では必ずしも遷延を欲するではないが、悠悠たる當時の流儀にて兎角後れ勝ちである。以下記載する所は唯だ兩者の對話に過ぎざるも、當時の様相が、極めて能く描き出されてゐるから、其積りにて一讀すれば得る所が少くあるまい。

寅十二月(安政元年)十八日下田長樂寺に於て、下田奉行伊澤美作守政義、都筑駿河守峯重と米國使節アダムスとの對話。
亞美理加使節本條約爲ニ取替一應接筆記。

美作守
換

寅十二月十八日於長樂寺下田奉行兩人並支配組頭兩人與力、手附、立合として御勘定方御目付方一同出席、通詞堀達之助罷出、亞人使節並ヒキユラン通詞官ロツフシヤイトを以對話。

一 双方一ト通換接相濟
美作守

一 此間中被ニ申聞一候事、夫々承知致し居候得共、知而之通りロシヤ一條に而、當時露國使節布恬廷下田に來る、彼是取込居延引致し候。今日は緩々咄し可レ致候。

一 此節は至而波高に有レ之、誠に心配仕候間一日も早く合衆國之歸船仕度候。
美作守

一 至極尤之義に存候。追々御掛合可レ致、先茶を被レ給候様存候。

第十八章 一〇一 下田奉行とアダムスの對話 (一)

又

一 先頃伊勢守殿え手覺書(參照 九九)差出候處、昨日、江府より申越候に付、右之次第今日追々御咄し可申候間、先茶を被給候様存候。

一 うなづき居ル、

伊澤贈品

白木箱入

五ツ

黒塗箱入

三ツ

菓子箆筒箱入

壹ツ

差出

美作守

一 此品は誠に僉末成品に候。全體菓子に而も進度存候へ共、當所荒跡に而何も無之、有合に任せ、菓子之代に慰に差進候。

一 下田表も大荒に相成候。處御心配被成下難有奉存候。私共參

り候。砌は取急ぎ何も持越不申、此後參り候節、持参いたし差上可申候。此品は本國え持歸り、日本之名物之由可申聞奉存候。

美作守

一 先日は書籍類被贈忝、且亦ロツフシヤイトへも右内え名札附置候。分相贈り申候。

美作守

美作守差圖にて、遣候箱類えロツフシヤイト横文字認居る。

駿河守

一 第一先日榮之助義船中え遣し吳候様申聞候に付、差遣書面一見爲致候處、英語蘭語と違居、其方に於而は、英語蘭語其外何れ之國之語を以正と致し候哉。其所を睨と承知いたし度候。

使節

一 日本語も蘭語も不ニ相分候故、エグレス語を元と致し候。其御方に而

は日本語に蘭語を御添被成、正と被成候義に候哉。私方にては、蘭語も日本語も更に不ニ相分一候間、矢張エグレス語を正と致し、申候。

美作守 一 夫は此方迎もアメリカ語は不ニ相分、日本語を正といたし、蘭語遣し候義に付此義は斷置申候。

使節 一 只今申上候通、本書は其國之書を以正と致候儀に御座候。附而先達而榮之助を以蘭語とアメリカ語と之條約を差上置候間、右之書面を御遣し被下度、ロツフシャイトは、漢蘭亞語共に通じ居候間、譯突合差上可申候。

美作守 一 夫は先達而取に遣し置候間、近々可參候得共、其方迎も先日持趣候由に申聞、右に付急速にも不ニ申遣一義に有之、申遣候にも兩三日は相掛り候事に候。

使節 一 幾日頃參り候哉。

美作守 一 夫は未だ相知不申、何れ參り次第可ニ申通一候。

使節 一 魯西亞船も右之通り破船致候に付、亞墨利加船將に於而も、殊之外心配致し居候に付、若々延引にも相成候儀に候は、江戸近え參り可申候。

江戸近くへ米船の押し入ることは、當時の幕府には、何よりの禁物であつた。

されば此の文句には、何れも日本側の應接者が、辟易したるに相違あるまい。

アダムス
が江戸に行

〔1011〕 下田奉行とアダムスの對話 (二)

對話は尙ほ續いてゐる。

美作守

一 江戸表え先頃手覺書(參照 九九)差出候意大に相違有之、條約は爲三取替之節此方共印に而可然と有之、然るを此度大統領之調印持來り、日本國帝之印紙と爲取替一度と被申候而は、條約並にペルリえ面談いたし置候とは大に相違いたし、且十二ヶ條目に、若大統領之印紙を持來り候而も、此方共え委任之上は兩人之印紙に而宜敷と存候。夫是如何之次第に候哉、附録にも誰に委任あるとも意之儘たるべしと有之、然る上は委任之者調印にて尤可然儀に有之、此度使節え篤と承り候様政府より申越候に付、承り候義に有之。

使節

一 本書と御照し合無御座候、御判之處無之とも(此所誤脱あらん)君上之御書判御認メ、夫え全權方之御調印有之度存候。

と復理面談との相違

日本全權調印例

美作守

一 夫は是迄異國と引合致し候儀は無之候得共書判之儀は是にて切れられ(此處意味不通)不申、右判無之共、書面は事實君上より出、夫え全權調印致候事に有之候。

使節

一 第十二ヶ條目に有之候事は一體其御方にて其通り御書入に相成候義に候哉、又此節に相成左様には相成兼候儀に候哉、又書判之處も六ヶ敷候哉。

美作守

一 ペルリと約し候砌も(美作守條約附録を取出し)十八ヶ月過候而、君上許容之云々申意之通りにて、政府より書面を差出し、全權之調印に有之直書と申は、則政府より出候が直書に而、夫え奥印致し候は全權に而候。必疑ふ事なかれ。

米使承認

使節

一 左候へば、此節全權と御成被レ成候御方之御印に候へば宜敷、御直書には及不レ申候間、日本國中之政事を御扱被レ成候御方之御印之書計に而宜敷候。

美作守

一 大學頭は家柄にも有レ之者にて、其外對馬守民部少輔右之者之調印に而は如何に候哉。又政府御老中之御印を望候儀に候哉。

又嘉兵衛

一 御委任之役々は、當時外國え對し候而第一之御役人に而候と申意に可ニ申述一旨、通詞え申含ル。

使節

一 然らば政府之御書被レ下候へば、其御方々之御書別段無レ之とも宜敷、二通りに不ニ相成候共、宜御坐候。政府之方さへ有レ之候へば宜敷候。

政府全權の調印希望

美作守

一 政府之書には印無レ之、書面計りに候哉。大學頭始之印に而可レ然哉。老中方之印を望候様に而は、兼而之條約にも誰に委任あるとも意の儘たるべしと有レ之上は、委任之者之印と一般に心得有レ之處、老中方之印に而は、今より尙々手數も相掛り、急速之間に合申間敷候。

使節

一 政府全權之御印を頂度、日本之御政事を御扱被レ成候御方之御調印に而宜敷候。

美作守

一 附録之振合は承知之義に可レ有レ之。

使節

一 承知之義に候。一見いたし候。

美作守

十二ヶ條に候哉。

使節

左様に候。

美作守

一 然ば誰に委任あるとも意之儘たるべしと有之は如何。

使節

一 プレシデンドより之書面差上候儀に付、日本に而も、御直書か政府之

御印紙に而も御渡被下度候。

達之助

一 夫は十二ヶ條に有之通に候間、左様之譯には不ニ相成一候。

互に固執

此の如く一方は大統領の親署であるから、それに相當なる將軍、然らざる迄も、日本執政の調印を要求し、日本側にては條約文を楯に、全權委員の調印にて然る可しと主張し、双方互に固執してゐる。

【一〇三】 下田奉行とアダムスの對話 (三)

使節

アダムス

一 十二ヶ條目之條約、於ニ政府も左様之思召に候而は、御談判も無詮事に御座候。逸々兎哉角被仰候様に而は、條約も無詮事に御座候ゆへ、合衆國え立歸可申、今日も先談判は無益に付引取可申と申、立出候様子に付、先相待可申、左様氣短に申候而は迷惑いたし候と申。

酒肴差出

美作守、駿河守其外共退座、組頭兩人殘雜談、少々間合有之、美作守

駿河守出席同食。

使節

一 今日不ニ存寄難有奉存候。食事前に而別而難有御座候。

美作守

一 無ニ遠慮ニ相用可レ被レ申候。

使節

一 今日私方に而は、日曜日而、容易に事を扱ひ候日に無レ之候。

美作守

一 先刻申聞候は、何れも尤に候へども、此方に而は、ペルリ爲ニ取替候約條通りにいたし度存念に候。何れも書面無レ之候而は無レ詮事ゆへ、今少々相待可レ申、只今に江府より本書参り可レ申候。

使節

一 此度私渡來之儀、條約爲ニ取替として使節に参り候儀に有レ之候。

美作守

一 然らば使節には條約之意は存居候哉。

使節

一 右も一見仕候。此度参候は、則此一條に而参り候義に御座候。

使節使命

日本全權
欲す渡米を

美作守

一 何分にも書面篤と一覽いたし候様存候。

使節

一 江戸表全權之方より本書を頂き、此方よりも大統領之書を出し、御取替セ之儀に御座候。

又

一 若夫是御手数數も懸り、御手間も取れ候は、日本全權之方通詞壹人御召連、合衆國え御出御取極被レ下度候。一笑。

美作守

一 未だ中々夫程には開ケ不レ申候間難レ参、此方共は参り候には聊恐

使節

一 江戸より御書は何頃参り候哉。

美作守

一 來ル廿三日頃、蘭書其外共否可ニ相分一候。

使節

一 本書を御持參被レ成候事は何頃ニ候哉。

美作守

一 未ダ其程は相分リ不レ申候。

使節

一 右様あちらこちらと往復に而手間取候而は、歸船を急ギ候事ゆへ、

アダムス
江戸近
田張申出

一 神奈川其外江戸近くえ罷越可レ申候。

美作守

駿河守

一 夫は餘り短氣に而迷惑に存候。駿河守は夏以來に候得共、美作守杯は

當春より取扱居、馴染之儀にも有レ之、旁左様斟酌なく被レ申候而は此方

共困入候。

使節

一 強而あちらへ參り候と申にも無レ之、當所に而調候事なれば重疊に

御坐候。

美作守

一 精々取急キ手繰いたし可レ申、附而は魯船も參り居り、斯之通り之騒キ

に付、何分手廻り兼候廉も多く、何れにも手繰可レ致候。

使節

一 左様御面倒申上候も御氣之毒に存候へども、悉く取急ギ候義に

アダムス
取急ぎ

候間、無レ據申上候事に候。

美作守

一 精々手繰可レ致候。先刻も申入候通り、來ル廿三日迄に而相分可

レ申、夫より早く參り候は、是方可ニ申入一候。

信任状交
換申出

使節

右之處は如何に而も宜候へども本書之處早く願上候。

又

先達而も申上候通私事 (アーダムス之事なり) 全權に相成候書面箱

入に而持参いたし候間、其御方にてても、全權と申任被ニ仰付候書付御見

セ被下、右を爲ニ御取替一可被下候。

美作守

右之儀は度々申聞如く、如何にも差急ぎ罷在候。

使節

此程被ニ仰聞候條約本書之寫はアーダムス全權之書爲ニ取替一之上に無

之而は差上兼候。

美作守

先今日は是迄に而相止可申、且其方も日曜日之事故、事を不扱由に付、

一度散會

彼是手間取候も却而如何に付、先談判も是迄にいたし可申。

使節

右之一條は六日之内に御左右相願度、其内に相分り兼候はど、無據

出帆いたし候積りに御座候。

右に而雙方暇乞いたし、夕七ツ時頃 (午後四時頃) 一同退散 (幕末外交文書)

柔使恫喝

以上によりても、如何に米國側が強硬に其の主張を陳述したるかを知らる可きだ。

而して飽迄威し文句を使用して、至急に其の目的を達せんとしたるかが判知る。

されど伊澤政義なども幕吏中の録々たるもの、餘りに其の恫喝に閉口したる様

でもなかつた。

【一〇四】 黒川平山等とアダムスの對話 (一)

兩奉行申

井戸對馬
守下田派

尙ほ伊澤、都筑兩奉行は、十二月十九日附にて、林大學頭、井戸對馬守等に當て條約及び附録の日本文及び蘭文の書類送附の事及び昨十八日アダムスと談判(參照 101-103)の模様を送り、調印には執政の花押と云ふことに彼が承伏したる事と、條約書英文と蘭文との意味が違ふ一十八個月以内と、十八個月以後一様であると云ふ事を報じ、而して委任狀作成送附の事を申通じ、最後に交換す可き條約及び附録本書仕立方に著手せんことを促かしてゐる。幕府は井戸對馬守を下田に派遣し、下田奉行伊澤、都筑等と共に此事に當らしむることとなし、二十日付にて左の覺書を達した。

井戸對馬守
下田奉行

此方より先達而相渡置候、和文蘭文共持渡り不申候段、只今如何様相詰候とも持渡居不申候は、只今爲出候事には不_レ相成_一無_レ據_一彼持渡候

大統領押印之分と引替可_レ申にも可_レ有_レ之候得共、右此度持渡候英語之分、又々如何様に文言異同有_レ之候、而は如何に付、篇と阮甫(其作)興齋(宇田川)通詞共え夫々翻譯爲_レ致、各熟覽、筒井(露使と談判の委員、當時下田滞在)えも爲_レ見候上、此方より相渡候と異同無_レ之、後日彼是と異論紛紜を生し候氣遣ひ無_レ之候は、爲_レ取替可_レ申、左も無_レ之内は不_レ相成_一候事。

(幕末外交文書)

而して當時露使應接の儒官として下田に在りたる松本十郎兵衛、古賀謹一郎二人へも、亞墨利加應接方の儒官としての兼務を命じた。

斯くて十二月二十三日には、下田奉行支配組頭黒川嘉兵衛雅敬、徒目付平山謙二郎敬忠等は、アダムスをポーハタン號に訪問し、左の如く對話した。

十二月廿三日晝時頃より、支配組頭黒川嘉兵衛、御勘定格御徒目付平山謙二郎與力合原操藏御小人目付吉岡元平手附出役山口清一郎通詞堀達之助召連、ホウハタン船え罷越候對話左の通り。

黒川平山
とアダム
ス會見

嘉兵衛

一 昨日、申入候通り、平山謙二郎江府より相越候。

使節

一 先達而御目に懸り候頃は花盛り之節に而、其後御無事目出度存候。

又古き御馴染に而、又此地に而も御目に懸り候。

平山贈品

一 此度全權に被任渡來之由承り愛度存候。此品些少ながら罷越候。

印迄に進じ申候。

黒塗小硯蓋 壹枚 干菓子 一折

使節

一 難有存候。青貝細工は日本に限り、他國には右様美しき細工は御座なく候。追々澤山に買ひ調へ度候。

商船度々
渡來の豫
告

嘉兵衛

一 追而は爲調候様にも可相成一哉に候へども、未夕左様も不相成一事に候。先頃中は品々澤山に有之候處、此程之津浪に被取、甚惜しく存居候。乍去奉行始此事に困苦いたし居候間、追々充實可成往一候。軍艦も來年は屢參り候哉。

使節

一 追々船々用向に而參り候節は、品々買調へ度候。軍艦は希に候得共、條約を持歸候へば、商船は數多參可申候。其節は軍艦と違多分買入可申候間、聊差支無之様致し置度候。

又

一 當春中之全權方には御機嫌能御出被成候哉。此地え幾日頃に御著相成候哉。

嘉兵衛